

フランス革命期における反結社法の社会像

—— ル・シャプリエによる諸立法を中心に ——

高 村 学 人

はじめに

第一章 革命前について

(1) 「社团国家」素描

(2) 革命の条件（結社の空間の叢生）

(a) 「市民的公共圏」の成立

(b) 民衆での「新しい政治文化」

第二章 ル・シャプリエによる反結社法

(1) ル・シャプリエ法まで

(a) 経済的自由主義と「社团」の廃止

(b) 政治的個人主義の確立

(2) ル・シャプリエ法について

(a) 労働者の結社の叢生

(b) ル・シャプリエ報告

(c) マラーによる批判

(3) 請願権の制限、民衆協会の活動制限

フランス革命期における反結社法の社会像（高村学人）

- (a) 民衆協会とセクションでの請願活動
 - (b) 請願権の制限
 - (c) 民衆協会の活動制限
 - (4) ル・シャプリエ法の理解について
 - (5) スペクタクルに関するデクレール・シャプリエ以後について
- 第三章 修道会破壊の展開について
- (1) 法人の性質を巡る論争
 - (2) 修道会の廃止
 - (a) 修道請願禁止法
 - (b) 在俗修道会および信心会の廃止
 - (3) 福祉国家の起源としてのル・シャプリエ法
- むすび

はじめに

(1) 本稿は、フランス革命期における一連の反結社法とその立法過程での言説を分析することを通じて、立法者によって観念された「社会像」を再構成し、かつそれら諸立法によって革命期の社会空間がどのように編成されたかを探求することをテーマとしている。

この「社会像」という言葉には、「国家」——「中間団体」——「個人」のそれぞれとそれらの相互連関がどのように観念されているか、という問いをたてるための道具的概念としての役割が託されている。¹⁾

(2) フランス革命と言えば、いわゆる中間団体否認論によって職を媒介とする結社を禁じたル・シャプリエ法が有

名であり、これについては既に数多くの研究蓄積がある⁽²⁾。また近年、樋口陽一氏が、中間団体破壊によって「個人」を力づくでつかみだした革命の過程を「ルソー・ジャコバン型」モデルと命名し、個人が集団に埋没する日本において、このモデルを選択することの意義を強調し、論争を呼んだことは周知の通りである⁽⁴⁾。

(3) ただしこれまでの研究では、中間団体否認という特殊なイデオロギーは強調されながらも、ル・シャプリエ法を、コルボラシオンの破壊を通じて「営業の自由」を確立したとする経済史からのアプローチや、あるいは労働者の団結を否認し、その後の労働運動の大きな桎梏となったとする団結権史からのアプローチが中心であり、いずれもル・シャプリエ法のみその焦点が絞られていたと思える。しかし、ル・シャプリエは、その名の冠せられたル・シャプリエ法の提案者であるだけではない。本稿では、ル・シャプリエ法のみを対象を限定せず、ル・シャプリエによる請願権の制限、民衆協会の活動制限に関する立法やスペクタクルに関する立法、またそれらと同一の言説によって推進された修道会廃止の過程を網羅的に取りあげることによって、政治文化的な側面から革命期の反結社法の「社会像」を浮き上がらせることを試みる。

・樋口氏の「ヘルソー・ジャコバン型」モデルについては既にドイツ法史の立場から村上淳一氏の批判があるが、本稿は、フランス史に即して、この中間団体破壊の過程を詳細に追うことによって、革命期に破壊された団体とはいかなる性質のものであったのか、二極構造を形成した「国家」と「個人」とはいかなる特性を有するものなのか、という問いを探求し、このモデルを批判的に検証することを試みるものである。革命期の「社会像」とは単に「中間団体」を措定しなかったという点につきるものではなく、そこには特殊に屈折した「国家」像、「個人」像があった筈である。これらを抽出するのが本稿の目的である。

(4) またこの作業では、特に「公共 publique」という概念と「社会的結合関係 sociabilité」という概念を分析の

キー概念として用いる。

(a) 前者に関しては、「公共」の意味内容とその担い手がどこに措定されていたかを問うことによって、「社会像」の変遷を「公論 opinion publique」から「公共精神 esprit publique」への変遷として特徴づけてみた。⁽⁸⁾ 予め示すならば以下のように定義できる。

「公論」とは、公権力を監視し批判するコミュニケーション的権力であり、不一致と多様性をその属性とし、「国家」からは自律的で、「個人」が平等となる「結社」的空間において産出されるものである。

「公共精神」とは、「国家」によって「公民」が身につけねばならないとされた統一的な徳であり、「個人」の賞賛に基づくのだが、市民生活の画一的原理として「公論」に対抗した。「結社」はこの「公共精神」を分断するものとされた。

(b) 「社会的結合関係⁽⁹⁾」という概念は、人と人とが共通の集合心性の上に立つて結びあう結合関係のことであり、アギユロンが十八、十九世紀の南仏における信心会、フリーメイソン、協会やサークルなどの結社を研究した際にはじめて用いた概念であるが、今日では、結社関係に限定されず、日常生活の多様な側面をも捉えようとする概念として用いられ、近年の歴史学のキーワードともなっている。

本稿は、個別の結社や日常的な場にミクロ接近するような社会史的アプローチを取るものではなく、主として立法と立法過程での言説を素材とするものであるが、この概念に注目することによって、「結社」が誕生し、政治化していく過程を動態的に把握し、とかく経済的構造に還元されがちな一連の反結社法を政治文化的・社会学的な側面から再解釈することを試みた。

本稿の問題意識と基本的な視点は以上に述べた。では、さっそく本論に入っていく。

第一章 革命前について

本章では、まず絶対王政期の統治構造を「社団国家」という理解によって素描し、続いてこの「社団国家」とは異質な「社会的結合関係」に基づく結社的な空間が、十八世紀後半から、ブルジョワ層においては「市民的公共圏」、民衆層においては「新しい政治文化」として誕生し、これらの空間において「公論」が産出され、これが「革命」の条件となったことを論じる。

(1) 「社団国家」素描

以下の引用は、一七七六年のテュルゴ勅令に反対するパリ高等法院次席検事アントワーヌ・セギエの演説であるが、「社団国家」の理念型を極めて的確に描く。

「陛下、陛下のすべての臣民は、王国にさまざまな身分がありますのと同じように、多くの社団に分かれております。聖職者身分、貴族身分、最高諸院、下位諸法院、これら諸法廷に所属します官職保有者、大学、アカデミー、金融会社、貿易会社、これらすべてが、あらゆる分野におきまして、活力に充ちた社団を構成しているのです。それは恰も長い鎖の一つ一つの輪にも当たるべきものでありまして、その鎖の最初の輪はまさしく陛下の御手の中にあるのであります。このような貴い鎖を打ち砕こうなどという考えは、耳にしただけでも身の毛がよだつであります。商人や手工業者のギルドも、王国の全般的なポリスに貢献するこの分かちがたい全体の一部をなすものと一言わねばなりません。⁽¹⁾」

絶対王政期の社会は、このように多様な「社団」をその構成単位とする社団的編成を取り、国王は直接に臣民を支

配することなく、臣民を何らかの「社団」に属させ、これら「社団」を媒介として初めて統治を実現できたのである。「社団」とは、行政・司法・租税上の「特権」を国王によって許可され、その限りで「自由」を保障されている法人格のことであり、国王の許可なき集合・結社である「アサンブレ assemblee」は極めて危険な王権に対する反抗であり、違法とされた。⁽¹³⁾

ただし「社団」の単位となったのは、そもそもは「空間的・地縁的結合」と「機能的・職能的結合」の二体系から成る、支配の契機を論理的に含まない自然生的な社会的結合関係であったとされる。⁽¹⁴⁾

「空間的・地縁的結合」とは、「家」を起点として、「村域」、「街区」を日常的な枠組みとし、「領主所領」、「市場」を経て、さらに「地域」のレベルを通過し、「地方」のレベルに達し、その結着点を「王国」とする結合関係である。国王がこのような自然生的な結合関係を社団的に編成した表現が、「教区」「領主権」「徴税区」「高等法院」などの下位が上位へと階層的に包摂される諸特権の体系である。

「機能的・職能的結合」では、伝統的な「聖職者」「貴族」「第三身分」のいわゆる「身分」と言われる大まかな区分だけではなく、それぞれの集団内部が細かに分化しており、職種ごとにそれぞれ集団が形成された。例えば、「聖職者」内においては、「在俗聖職者」「修道聖職者」「高位聖職者」「下位聖職者」とそれぞれに分化し、「貴族」内でも、「宮廷貴族」「地方貴族」「武家貴族」「法服貴族」の間の亀裂は激しく、「第三身分」内では、上層の「金融業者」「租税請負人」「大貿易商人」から下層の「手工業者」「農民」へと至るまで職種ごとに無数の職能集団が存在した。これら諸グループ間の関係は、本来は併立的なものであるが、現実には、一連の序列が形成され、上席権を激しく争い、国王はこれらに諸特権を巧みに与えることによって一定の支配秩序に位置付けることをはかった。

このように、「社団国家」とは、本来は自然生的な社会的結合関係を階層化された「社団」へと再編することに

よって存立したのであり、この階層の序列は、国王との距離によって秩序付けられていた。この「社団」の織りなす鎖状の階層的秩序を通じて、権威は上から下へと循環し、服従は下から上へと循環したのである。⁽¹⁵⁾

(2) 革命の条件（結社的空間の叢生）

(a) 「市民的公共圏」の成立

しかし十八世紀の特に後半に入ると、「社団国家」の構成原理とは全く異質の原理からなる新しい社会的結合関係、「新しい空間」が成立していく。

ハーバーマスの「公共性（公共圏）の構造転換⁽¹⁶⁾」は、アレントがギリシヤのポリス生活での公私の区分を空間的な分割として把握した発想を継承しながら、この「新しい空間」を「市民的公共圏（bürgerliche Offenheit）」として理念的に抽出し、その形成過程から解体期までの変容を辿りながら、現代における「公共圏」の救出を意図した著であるが、この視座は、近年、フランス歴史学にも継承され、フランス革命の「政治文化論」とでもいべき領域で出現させている。⁽¹⁸⁾

ハーバーマスの言う「市民的公共圏」とは、公衆として集合した私人たちが理性を公的に使用する空間であり、政治的には、国家の支配からまぬがれ、国家の活動や基礎に対する批判的な論議や意見のやりとりの空間として画され、社会的には、公権力の領域に属する宮廷からも、また批判的論議に接近できない民衆からも区別され、その意味で「ブルジョワ的 bürgerliche」と形容される。

この空間は、当初は、「ブルジョワ的家族」の親密圏を媒介としながら、宮廷から独立した「文芸的公共圏」としてあらわれ、後に「政治的公共圏」へと転化していく。

この「文芸的公共圏」を形成したのは、貴族達が主催したサロン、友好的な議論を目的とするサークル、カフェ、定期刊行物や読書クラブ、フリーメイソンなどの新しい制度、結社である。

これら新しい制度は、「……フランスにおいてサロンは独特な飛び地をなしていた。……貴族に出せよブルジョワに出せよ、社交界の貴婦人たちのサロンでは、公爵や伯爵の息子たちが、時計工や小売人の息子たちと交際している。サロンの中では、精神はもはやパトロンへの奉仕ではなくなり、意見は経済的従属関係の拘束から解放される。」⁽¹⁹⁾とハーバースが叙述するように、それは、団の階層序列的秩序から隔離された空間であり、個人を出発点とし、意見交換に参加する者は全て平等であるという原理に立脚した。

ここでは、芸術、文芸に関する批判的な論議が交わされ、審美的批判の審級を形成し、宮廷と正規のアカデミーは審美的規範の独占権を次第に失った。読書する公衆は、サークルや読書クラブで「議論する公衆」となり、自らを啓蒙し、批判的な理性の使用を習得する。⁽²⁰⁾

ひとたび批判的な理性の使用の習慣が獲得されると、その対象は文芸的領域を超え、どのような領域もその検討から免れることができなくなる。カント「純粹理性批判」第二版（一七八一年）の序論が「現代は、まことに批判の時代であり、一切のものが批判を受けねばならぬ。ところが一般に宗教はその神聖によって、また立法はその尊厳によって批判を免れようとする。だがそれでは宗教にせよ立法にせよ、自分自身に対して疑惑を招くのは当然であり、また理性がその自由率直な吟味に堪え得たところのものにのみ認める神聖な尊厳を要求することができなくなるのである。」⁽²¹⁾と記しているように、その時代には、あらゆるものが批判的検討の対象となった。この批判的な理性の実践は、次第に公的な場に移され、ついには政治的性格を強く帯びる。

また、フュレは「文芸的公共圏」の政治化を、審判の対象が文芸から政治へと移行・拡大したという点から説明す

るのではなく、「文芸的公共圏」を支えた新しい制度、結社での社会的結合関係が「社團国家」とは全く異質な原理である民主的、水平的な形態を取った点に着目し、この実践そのものが伝統的な秩序の基礎を否定することになったと指摘している。⁽²²⁾

「公論 öffentliche Meinung, opinion publique」とは、この「市民的公共圏」における批判的討論を通じて初めて獲得されたカテゴリーであり、それは、公権力、宮廷を意味する「公儀 öffentliche, publique」に属するものではなく、また民衆の移ろい易い乱暴な要求である「意見 Meinung, opinion」とも区別されるものである。

「公論」は、あらゆる個々の意見が、たとえ国王や役人の意見であっても、裁きををうけるべき最高の権威であり、他のどんな法廷よりも絶対的な法廷として觀念され、国家権力に対して自律的で批判的な権力を形成した。その批判の審級としての意義は同時代に承認され、しばし「公論」は演説で引き合いに出される。国王は、この論議を禁ずる力はなく、みずからその論議に介入し、説明し、説得し、賛同と支持を獲得せねばならなかった。⁽²³⁾

この新しい公共圏が、フランス革命を可能とした政治文化的な条件であり、後に見る革命期の民衆協会、クラブ、セクションでの集会においてその空間の政治的な性格はより濃くなっていく。

(b) 民衆での「新しい政治文化」

前項で見た「市民的公共圏」からは、批判的議論に参加することのできない、すなわち新しい文化制度に参加するに十分な富と教養を持たない民衆は排除されていた。あくまで公衆は民衆の対概念である。

しかし民衆も、十八世紀には、身の回りの問題を次第に政治化することによって、政治的論議に関与する手段を習得し、「公論」に影響を与えることを可能とする。シャルチエは、これを「新しい政治文化」と呼び、それはブルジョワ達の文芸的空間にのみ限定されるのではなく、農村共同体での領主への闘争、都市職人による親方への訴訟や

ストライキにもその萌芽を見出せると言⁽²⁴⁾う。

(1) 農村での領主権への異議申立て　シャルチエは、十七世紀と十八世紀の農村での反乱を分析し、そこに質的な相違があることを指摘する。十七世紀の農村反乱は、武装反乱という形態を取り（時として、祭りの慣行の表現形態Ⅱ「シャリヴァリ」を取る⁽²⁵⁾）、その標的は国王の租税、収税吏に対して向けられ、その反乱は、新たな租税が先祖伝来の慣習に反するという、暗黙の伝統的な権利に訴えることによって正当化された。よってこの反乱は、それが国王への反乱であるにせよ、基本的には、先に見た「社團国家」の一体系である特権侵害への反発として把握され、「社團国家」の編成原理と根は異なるものではない。

しかし、十八世紀の農村反乱は、その標的を、領主権を有する領主、十分の一税を徴収する司祭などに向け、彼らの特権そのものへ異議申し立てをなし、その闘争手段は、国王裁判所、高等法院への訴訟という社团的階層秩序を飛び越えた法的手段がとられた。

農村共同体は、不正と考えられる領主権（領主館の夜警義務税、共有地の三分割権、パン焼きかまと税など）の廃止を獲得するために各地で訴訟を提起し始める。この訴訟は、弁護士の法的な言語によって媒介され、弁護人は、封建貢租の特権ではなく、領主の農民保護の契約上の対価として構成し、領主が農民保護という債務を履行しないのなら、その特権は無効であると言い、またある時は、州全体で同一ではない権利は時効にかかると主張し、慣習と伝統による権威に対抗する農村共同体の抗議行動に表現を与えた。

訴訟はしばし却下されるが、共有林からとれるたぎぎの販売や共同放牧権を賃貸することによって資金を十分に得ることができた農村共同体はねばり強く訴訟闘争を続ける。

この新たな抗議行動において、着目されねばならないのは、封建的特権の廃止を目指す階級闘争という側面よりも、

その行動が孕む新たな様式である。この行動は、みずから領主のさまざまな特権を検討し、批判し、法という普遍的な言語によって再定式化しようという意思の表明であり、農村共同体はこの活動を通じて「政治」を実習したのである。

(ii) 都市における労働争議　この「政治の実習」は、都市においては、職人と親方との間の多様な争議から生まれた。十八世紀の後半には職工による争議が増大しているが、その背景には、親方と職人との間の職能的共同性に大きな隔たりが生じたことが理由にあった。既に十八世紀には、親方の息子ではない職人が将来親方となることが事実上不可能となり、親方層と職人層との間に激しい対立を生んでいた。⁽²⁶⁾ 同業組合は文字通り親方たちの閉鎖的なギルドとして再編され、職人たちには親方たちに対抗するために職人組合や同業者信心会を形成したが、これらは非合法の結社として公権力から弾圧された。

この弾圧にも拘わらず、職人は、親方に対して、よりよい生活条件、労働条件、親方からの独立、辞職証明書などの束縛の廃止を要求して、時として、ストライキに訴えた。職人たちは、この行動を通じて、「集団行動を組織化する習慣を身につけ、しばしば共同基金を設けるようになり、共通の利益の防衛に關してたえず論議するようになった」⁽²⁷⁾とされる。

ただし、共通の利益を防衛するために、職人たちは、常にストライキという手段に訴えたわけではなく、親方の譲歩を引き出し、自分たちの権利を認めさせるために、農村共同体の場合と同じく、協定や法的手続を多く利用したとされる。司法上の手続や語彙、あるいは職人たちに雇われた弁護士が展開した議論によって、職人たちは、あらゆる個別の訴訟を普遍的なものとし、「政治化するカテゴリー（民法や自然法⁽²⁸⁾）」によって親方との闘争を考える習慣を身につけた。

このように農村共同体の領主権への異議申し立てである訴訟活動、また職人たちの結社やストライキの組織化や親方への訴訟活動は、その結果として、民衆に「政治の実習」という経験を与え、普遍的な言葉による批判能力を獲得させ、やがては民衆に「国事への関心」を呼び起こさせる。

以上見てきたように「市民的公共圏」においては、サロン、サークル、読書クラブ、フリーメイソンなどの団体的秩序とは無縁の自発的な結社が、また「民衆」の世界では、団体的秩序に抵抗する農村共同体や、職人組合、同業者信心会という結社が、「公論」を形成していく上で重要な役割を果たし、このことが革命の条件となる。

第二章 ル・シャプリエによる反結社法

しかし、革命の条件であったこれらの結社の空間はその命脈を長く保つことはできない。本章では、まず革命による「社団」廃止の展開を追った後に、これら新しい「結社」も同じく否認・制限し、「公共の事柄」を全て国家に集中させた革命期の立法者の特殊な「社会像」をル・シャプリエによる諸立法を素材に検討していこう。

(1) ル・シャプリエ法まで

ル・シャプリエ法は九一年六月に制定されたデクレである。まずは、それに先立つテュルゴ勅令、封建的諸特権の廃止、ダラルド法までを概観することにより、経済的自由主義の流れと「社団国家」廃止の展開を確認し、次に八九年の「人権宣言」によって確立された政治的個人主義を検討する。

(a) 経済的自由主義と社団の廃止

この経済的自由主義の展開については詳細な先行研究⁽²⁹⁾があるので、ここでは主要な点のみ確認する。

(i) テュルゴ勅令 一七七六年二月に布告されたテュルゴ勅令⁽³⁰⁾は、絶対王政末期の経済的危機を、国家が競争の障害を取り除くことによって、打開しようとした自由主義的な経済思想に基づく上からの改革であり、(1)「営業の自由」の宣言、(2)同業組合の廃止、(3)仲間職人、労働者による結社・集会および同業者信心会の禁止を内容としていた。しかし、この改革は、親方層だけではなく、貴族層からも激しい抵抗に合う。その理由は、前章で引いたセギエの演説に見られたように、同業組合も社团的秩序の一つの鎖をなすものであり、その廃止は、自分たちの官職特権などの将来の廃止を示唆するものと観念されたからである。パリではテュルゴ勅令に反対する出版物まで現れ、高等法院は勅令の登録を拒否する⁽³¹⁾。さらにテュルゴは、単一地租や徴税区への選挙制の導入など社团的秩序を破壊する改革を次々と提案したため諸方面から非難され、五月に財務総監を解任され、後任のネットケルはテュルゴ勅令を廃止する⁽³²⁾。このテュルゴの挫折は、一面では「旧い経済機構の擁護者にとつての法的な勝利」⁽³³⁾を示すものであるが、この勅令は、後の革命において中間団体廃止の理念的基礎を与えるものとして機能していく。また実際の所は、同業組合的結合関係は徐々に消滅する傾向にあったともされ、社团的構造の廃止は既にこの時期に準備されていたとも言えよう。とにかく、同業組合廃止、社团的構造の廃止の問題は革命まで持ち込まれる。

(ii) 封建的諸特権の廃止 「社團国家」の機能不全を上からの中央集権的改革によって、また財政の危機を新税の導入によって解消しようとした絶対王政は、特権を有する貴族・上層ブルジョワの反発を招き、さらなる機能不全へと陥ってしまう。高等法院を中心とした貴族の抵抗に屈した王権は、一七八八年に全国三部会を翌年召集することを約束する。これは、一方で伝統的な社團回路の復活を意味するが、それが長期間開催されてなかったために、どのような形式で開催するかをめぐり貴族と第三身分との間に決定的な対立を生み、諸社團を統合していた鎖がもはや完全に破綻したことを露にしよう。

一七八八年秋にはネッケルが政治クラブの禁止を撤回したので、政治クラブが大量に誕生し、無数のパンフレットや政治新聞が発行された。彼の有名なシェイエスの「第三身分とはなにか」もこのような情勢下に出されたパンフレットの一つである。

またその頃、一七七〇年代からの中期的な経済的危機と領主制の強化に加えて、その年の全国的な凶作によって決定的な打撃を蒙っていた農民たちには、食糧不足、価格高騰の原因は「貴族の陰謀」であるという観念が広まっていた。

第三身分は、五月に召集された全国三部会に代えて、自らを「国民議会」と称することを決定し、民衆の圧倒的支持を得て、聖職者身分代表の大部分と貴族の一部の合流をも獲得し、国王も貴族にこの合流を勧告した。しかし、その一方で国王は、軍隊をバリに移動させ、国民議会を武力で解散させる手はずを整えていた。この国王の動きが民衆の「貴族の陰謀」という観念に火を付けさせ、民衆はバステューを占領し、さらに全国的な騒擾へと広がり、「大恐怖」と呼ばれるパニック現象が生じた。

一七八九年八月四日夜の会議での封建制廃止の決議は、この「大恐怖」に直面した国民議会が、事態を收拾するために熱狂的な雰囲気の中で行った決議であり、若干の修正を経て八月十一日にデクレとして成文化される³⁵。この決議によって、領主裁判権の無償廃止の他、地代徴収権の買い戻しによる廃止、教会の十分の一税、貴族の免税特権、官職売買、地方・都市・住民共同体の特権の廃止がなされ、社会的構造が原理的に否定された。

ただし、この決議によって同業組合が廃止されたかどうかは明確でない。このデクレの十条では「州、大公領、地方、カントン、都市および住民共同体のすべての諸特権は永久に廃止される」とのみ規定されただけであり、同業組合という表現は意識的に避けられていたとされる³⁶。

(iii) ダラルド法 同業組合の完全な廃止は、九一年三月のダラルド法を待たねばならなかった。報告の中でダラルドが何度かその名を引き合いに出しているように (*Archives parlementaires de 1787 à 1860, 1re série 1787-1799, ed Jérôme Meizid et Emile Laurent, 1969 [以下 A. P. と記す]*, t. XXIII, pp. 198 et s.)、このテクレ⁽³⁷⁾はテュルゴ勅令の内容をほぼ繰り返すものであり、(1)同業組合の廃止と(2)「営業の自由」の宣言を内容とするものであった。ただし職人・労働者の結社に関する規定を見出すことはできず、このことが、後に見るようにル・シャプリエ法を必要とした一つの理由ともなる。

ダラルド法制定時においては、「宣誓組合や親方は死に見舞われており、ダラルド法は事実的状况を単に承認したのみである⁽³⁸⁾。」と指摘されるように、職人層と親方層との対立によって同業組合的結合関係は既に衰退しており、革命の経緯によって既に議会ではコルポラション廃止は自明のこととされ、特別な異論が出されることはなかった。

(b) 政治的個人主義の確立

社团的構造を否定した封建制廃止の決議に続いて、八月二六日には、新しい社会の原則の提示として「人権宣言」が採択された。この「人権宣言」においては、どのような「社会像」が描かれていたのだろうか。

樋口氏が再三指摘するように、⁽³⁹⁾「人権宣言」において「結社の自由」は謳われていなかった。第十一条で思想・言論・出版の自由は保障されているが、「結社の自由」はなかった。第二条では「全ての政治的結社の目的は人の消滅することのない自然権を保全することである。」と規定されているが、ここで言う政治的結社とは社会契約によって設立された結社、すなわち「国家」を指している。⁽⁴⁰⁾

「結社の自由」が盛り込まれなかったのは、起草の期間が短いために抜け落ちたからではない。「人権宣言」には、「救済への権利」が同じく盛り込まれなかったが、この権利については「人権宣言」の様々な起草案に見出すことが

できる。よって「救済への権利」が盛り込まれなかったのは審議に左右された雰囲気によるものであったが、「結社の自由」については起草案においてほとんど見出すことができないとされる⁽⁴¹⁾。

確かに九〇年十一月のデクレで「市民は平穩に武器を持たずに集会し、全市民を律する法律を遵守する条件で、自由な協会を市民の間で作る権利を有する。」と宣言されたが、九一年の憲法では「武器を持たずに平穩に集会する自由⁽⁴³⁾」となり、協会への言及は消滅し、後退が窺える。革命の推進力であった政治的結社は届出によって結成することはできたのだが、「結社の自由」一般は革命期の立法者にとって自然権とは考えられていなかった。

その理由は「結社」が、否定された社团的構造の隠れ蓑となるおそれがあるからではなかった。理由は積極的なものである。「結社」は主権理論と両立しないものとされたからである。当時の立法者に深く影響を与えたルソーにおいては、「一般意志が十分に表明されるためには、国家のうちに部分的社会が存在せず、各々の市民が自分自身だけの意見を言うことが重要である」と述べられている⁽⁴⁴⁾ように、「国家」内部での「部分社会」は否定され、そこに「結社」の存在する余地はなかった。

第三条は、「国民主権」を定めた箇所であるが、「あらゆる主権の原理は本質的に国民に由来する。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に発するものでない権威を行使し得ない」とされたように、「中間団体」による権威を否定し、それが「国民主権」と相容れない原理であるという制定者の意思を明確に示している。このようにして「政治的個人主義」を確立したのである。

(2) ル・シャブリエ法について

さて、ダラルド法によってコルポラシオン廃止による「経済的自由主義」が確認され、人権宣言によって「政治的

個人主義」が確認されたにもかかわらず、なぜさらにル・シャプリエ法が必要とされねばならなかったのか。ここでは、まずル・シャプリエ法が準備される理由となった革命後の労働者の結社の叢生とその性質を検討し、続いてル・シャプリエ法とその報告の言説を分析し、最後にマラーによる批判を見ていこう。

(a) 労働者の結社の叢生 先に述べたが、九一年三月のダラルド法では、同業組合の廃止は規定されていたが、労働者の結社についての明示的な規定はなかった。そのため労働者達は、今や自分たちは親方の同業組合の桎梏から解放されたれ、その古いコルボラシオンの形態ではない自分たちの新しい「結社」は自由であると見なし、この頃を中心にかなりの数の結社が叢生する。

一八九九年に労働局によって出された労働者の結社に関する報告書は、各地の労働者の結社をその生誕から記述するものであるが、これを見る限りでは九〇年、九一年に集中して結社が設立されていることがわかる。⁽⁴⁶⁾

ただし、当局の禁止を恐れた労働者達は、公然と職人組合を結成したのではなく、九〇年十一月の協会設立の自由のデクレに基づき、労働者は自らの結社を協会・クラブの形態を纏わせて設立した。例えば、九〇年十一月には印刷工が「博愛と印刷のクラブ」を設立し、九一年初頭に大工職人が「パリ大工職人の友愛同盟」という博愛組織の設立を届け出ている。⁽⁴⁸⁾

しかし、博愛クラブの形態を取ったのは、単に当局の禁止を免れる隠れ蓑とするためだけであつたとも言い切れない。確かに、これら組織はストライキを伴う激しい集団的資金交渉を行った組織であり、実際、この大工職人の九一年四月の集會がきっかけで、親方たちが国民議會に労働者の結社に介入するよう請願を行い、ル・シャプリエ法を準備させる要因となった。⁽⁴⁹⁾

しかしジボーによれば、この大工の友愛同盟は、ジャーナリストや一般市民をその構成員として含み、コルドリエ

クラブと同じ集会所で集まり、九一年五月にはコルドリエクラブの中央委員会に加入さえし、革命の激動に参加していたとされる。⁽⁵⁰⁾ また印刷工のクラブは、ル・シャプリエ法以後も「人類の友の愛国協会」という名称によって存続し、職能の問題だけを論ずるのではなく、印刷工以外の人々をも広く含む組織となった。⁽⁵¹⁾ 眼前での「革命」体験は、職人・労働者たちに単に「職の利害」だけではなく、「公共の事柄」への関心を引き起こすに十分であった。

またビュルスタンは、ル・シャプリエ法制定前の労働者の結社の発展を「職業を基礎にした新たな社会的結合関係の発展」と形容し、絶対王政期の結社と比べてはるかに民主的構造を有しており、その集合は単に職人利害を守るための「職の結合」であるのみでなく、同時に職を媒介とした「市民の結合」であるとしている。⁽⁵²⁾

(b) ル・シャプリエ報告　ともかく親方による請願に応える形で、ル・シャプリエは、憲法委員会の名において九一年六月十四日に国民議会にデクレを提出する。このデクレは、(1)同業組合の廃止の再確認、(2)労働者および事業者の結社の禁止、(3)職業の名による請願の禁止、(4)集団的賃金交渉の禁止をその内容としていた。

報告の前半部分は、「公序」が労働者によって危機に晒されていることにはほとんど割かれた。ル・シャプリエは「憲法委員会の名において、コルポラシオンを廃止した憲法原則に反し、公序に重大な危機を生み出している違反を告訴する」と始め (A. P., t. XXVII, p. 210)、オルレアンの市長の手紙を引き合いに出して、「労働者の集まりは全国的に広がり、すでに労働者は相互に連絡を取り合っている」と言う (ibid)。

このようにル・シャプリエ法の提案はさし迫った具体的な秩序への危機を背景しているので、セーはル・シャプリエ法を特別な事情による偶然的な「状況的立法」として解釈している。⁽⁵³⁾

しかし、ル・シャプリエが全国的な危機が迫っているとして秩序への関心を喚起しようとして挙げる「オルレアンの事件」は、実際は五週間前に何の混乱もなく抑制された事件であり、その頃パリで頻発したコアリシオンは、確か

に労働者に対する警戒心を国民議会の議員に植えつけていたのではあるが、その事實は極度に増幅されている。⁽⁵⁴⁾

ル・シャプリエの提案理由は、「公序」の維持ではなく、むしろ別のところにあるように思われる。それはむしろイデオロギー的なものである。なぜなら、ル・シャプリエはこう続けるからである。

「もはや国家の中にコルポラシオンは存在しない。存在するのは、各人の個別利益と一般利益のみである。市民に對し中間の利益を吹き込み、コルポラシオンの精神によつて、公共の事柄から市民を引き離すことは何人にも許されなご。」^(ibid)

この部分は中間団体否認論としてよく引かれる有名な所であり、また先に見たルソーによる「社会像」はここに重なり合うだろう。この原理的なル・シャプリエの論理では、単に労働者のコアリシオンや職の利害のための結社が否定されるだけでなく、連帯に基づく相互扶助も禁じられることになる。

「ここで問題としている集まりは、市町村の許可を得るために、特別な動機を示した。すなわち、それらの集まりは、失業あるいは病気の同職の労働者に救済を与えることを目的としていと称している。この救済の基金は有用に見えるが、その主張を取り違えている。生存のため職を必要とする人に職を与え、不具者に救済を与えるのは、国家であり、その名において、役人が行うのである。」^(ibid)

このように「国家による救済」を説くル・シャプリエは「公的救済の原則を法律の文言において初めて引き合いに出した人物である」⁽⁵⁵⁾とされ、また「一般利益」と「特殊利益」しか認めないというル・シャプリエの二極構造に「福祉国家」の思想的起源があるとも言われるが、これについては次章の修道会廃止との関連で詳しく検討する。

さらに続けて、ル・シャプリエは労働者の結社による統制は、日給を上昇させるよりも、むしろ問題を煽っているだけであるとし、あるべき賃金交渉を説く。

「よつて原則を再び示さねばならない。各労働者の日給を定めるのは個人と個人の自由な合意である。そして労働者は自らがなした雇用者との合意を維持せねばならないのである。」(31)

(c) マラーによる批判　このル・シャプリエの提案に対して、議会において反論はほとんど提出されなかった。次に検討するル・シャプリエによつて五月に提案された請願権の制限のデクレには執拗に反論したロベスピエールなどの左翼でさえもル・シャプリエ法には何の口も挟まなかった。(36)

マラーのみが唯一ル・シャプリエ法に反対した。彼が編集長を務める新聞〈人民の友〉は、ル・シャプリエ法公布の翌日の六月十八日、「代議士による人民主権の不当な篡奪」という見出しを付け、「モンペリエ憲法と平等の友愛会」の請願文とマラーの見解を掲載している。(37)

この友愛会の請願文の日付は五月十七日であり、先のル・シャプリエ法ではなく、直接は、ル・シャプリエによる五月の請願権の制限に関するデクレを「政体の巨大化」「公論の窒息」「代議士による支配」を招くとして批判するものである。

この請願文を論評するマラーは、それを賢慮と力と誇りに満ち、熟慮された請願内容であるとしながら、さらに一般化して考察することが必要であるとし、公布されたばかりのル・シャプリエ法との連関で考察する必要があるとする。マラーは、ル・シャプリエ法も市民を孤立させ、代議士が人民に沈黙を強いるという点で同一の論理にあると洞察し、ル・シャプリエ法を以下のように批判している。

「遂に、代議士達は、彼らが非常に恐れる人民の無数の結集を防ぐために、その結集が廃止されたコルボラシオンを復活させるといふ口実で、人夫、労働者の階級から自らの利益について討議するために結集する権利を奪った。代議士達は、ただ市民を孤立させ、彼らが公共の事柄に共同でかかわることを妨げることを望んだだけである。そのよ

うにして、不法な詭弁と語の濫用を用いて、下劣な国民の代表達は彼らの権利を取りあげたのである。⁽⁵⁸⁾

このマラーの見解に対して、ジョレスは、ル・シャプリエ法の階級的性格を抹消するものであると批判するが、ル・シャプリエの諸立法を通じて「公共」が国家に篡奪されていく過程を考察していく我々にとって、ル・シャプリエ法と請願権の制限を根が同一のものとして位置付け、ル・シャプリエ法を市民が「公共の事柄」に共同でかわることを妨げるものであるとするマラーの見解に受ける示唆は大である。

以下では、このマラーがル・シャプリエ法と関連づける請願権の制限、ならびに民衆協会の活動制限のデクレを検討することによって我々の見解を確認することとしよう。

(3) 請願権の制限、民衆協会の活動制限

ここでは、ル・シャプリエの提案による請願権の制限（九一年五月）と民衆協会の活動制限（同年九月）のデクレを検討する。これらデクレが標的としたのは、革命が開花させた新しい社会的結合関係、すなわち自発的な政治結社なのであるが、ここでもル・シャプリエ法と同一の言説を看取することができる。まずは、これらデクレの背景にあった民衆協会とセクシオンを通じた請願活動について検討し、次に請願権の制限、民衆協会の活動制限の審議過程からル・シャプリエの言説を分析する。

(a) 民衆協会とセクシオンでの請願活動 民衆協会とは、一七九〇年以降に設立され、規約の条件を満たすものであれば誰でも自由に加わることができるが、新時代の諸原理に対する認識を深めるための啓蒙活動を行うとともに、政治一般に関する議論を行うことができる自由な市民の意見交換の場としてのクラブの総称である。⁽⁶⁰⁾

よって、その性格は協会ごとによって多少異なる。アギユロンの類別によれば、初期に設立されたものは、革命前

のサークルやロッジに起源を持つものであり、原則加入自由であるものの、その構成員はブルジョワ層によってほぼ占められ、比較的穩健な政治行動をとる傾向があり、後期に設立されたものは、ブルジョワ層が指導層であるという点で初期の協会との連続性を有するものの、広範な社会層に開かれており、政治的には急進的な傾向があるとされる。ただし後者の場合でも、アギユロンは、これら協会を、拡大したブルジョワ的社会的結合関係の傾向を有していると結論づける。⁽⁶²⁾

いずれにせよ、革命前のサロンやサークルがその基底において緊密な友人関係を基礎にした限定された集団であったのに対して、革命後の民衆協会は一般に広く開かれた性格を持つ点がその特徴であり、その規約には設立動機として自由人の自由なコミュニケーションへの衝動ということが多く掲げられた。⁽⁶³⁾

最大の民衆協会であるコルドリエ・クラブは、人権の見地からあらゆる権力の濫用を監視することがその設立趣意であり、法律家、ジャーナリスト、芸術家、商人などが指導的役割を果たしたが、低額な会費によって民衆にも広く門戸を開き、反革命陰謀の摘発、行政機関に対する監視と批判、議会に対する請願闘争の先頭に立つて活躍した。⁽⁶⁴⁾ 先このマラーも行政を監視する討議団体を地域に結成する必要性を説き、この時期の民衆協会結成に大きな影響を与えた。⁽⁶⁵⁾ またセクションでの集會も請願活動が活発に行われる舞台であった。セクションとは、地方自治体の最末端の組織であり、市会の行政上の下部組織として一般行政を行うのだが、この行政区としての機能に加えて、セクションには選挙区としての機能があった。この選挙は、市会に関するものだけでなく、立法府議員、司法官などすべての選挙の選出母体となった。選挙の際には、それぞれ各セクションは能動的市民から成る第一次会という集會を組織し、ここから選挙人を選出し、それらが選挙人を構成した。⁽⁶⁶⁾

このセクション集會は、直接民主主義的な圧力を生み出すという危惧から、その参加者は能動的市民にのみ限定さ

れ、選挙終了後は直ちに解散せねばならず、その他の目的の開催にも制約があるなど厳しい枠がはめられていたのであるが、事実上は、受動的市民も会場に現れ、一般的な政治問題を討議する集会となり、この集会を拠点に、議会や市政への請願活動が活発に行われた。

クレールは、この時期の請願を(1)具体的な生活上の問題について改善を求める穏やかな様式をとる請願(2)議会に対して称賛や賛辞を送る請願(3)公論の力に訴えながら議会に対してある法律、措置を宣言するようにと圧力をかける請願の三つに類型しているが、特に問題となったのは(3)のタイプの請願である。

激しい請願活動に耐えきれなくなったパリ市長のバイイとバリ県知事のラ・ロシユフコーは連名で、言論・表現による犯罪を含んだ刑法典の公布と特に請願権の制限を求めた請願を行う(A. P. t. XXV, p. 352)。

(b) 請願権の制限 五月九日の議会で、この請願に応えた立法を提出し、報告を行ったのは他ならぬル・シャプリエである。ル・シャプリエの提案は、(1)集団の名による請願の禁止、(2)請願権を能動的市民に限定、(3)私人によるビラの掲示の禁止、(4)セクション集会の制限を内容とするものであった。

ル・シャプリエは、請願権を定義づけることから出発する。請願権は、絶対王政期に臣民が国王に対して行った「懇願」や、個別的な利益への侵害を防御する「苦情」とは異なったものとされた。

「請願は、悪徳だと思われる制度の改革を要求したり、有益だと思えることを提起したりするために行うのである。」「請願権は、全ての能動的な市民が、公序や行政に関する立法事項について、自らの意見を、立法府、王、行政官に述べる権利である。」(A. P. t. XXV, p. 678)

先のクレールの類型による(1)のタイプの請願は、ル・シャプリエの範疇では請願ではなく、「苦情」とされる。請願権は、市民に法律について発議することを許すような種の権利であるが故に、その権能は能動的市民にのみ限定さ

れねばならないという論理なのである。

集団の名による請願が禁止される理由は、その権利が個人の自由の専属物であり、委議することが不可能であるからとし、次のように続けた。「自由な政府においては市民の権利と国家の権利という二種類の権利のみが存在するのである」(ibid. p. 679)「集団の名で請願を行うや否や、協会は常にまとりつく精神、情熱、専制によって冒されたコルポラシオンになる。」(ibid.)「革命によって創設された協会は、自由と共に生まれ、きわめて有益であった。それらは公共精神を維持し、増進させ、啓蒙の発展を容易にした。しかし、それら協会が、討議、決議、意見書、請願によってコルポラシオンのように振る舞う傾向を有するようになるなら、その協会が有した利点を全て失ってしまうだろう。」(ibid.)このように報告では絶えずコルポラシオンへの言及がつきまとった。

またピラ掲示の禁止について、ル・シャプリエは、「行政の立法や行爲が、協会や私的な演説と混同されないことが肝要である。よってピラを掲示する権利は公権力のみ制限されるべきである。」と最初に説明するが (ibid. p. 681)、この制限はそのような混同を防ぐことにその本旨があるのではない。

ル・シャプリエは民衆協会やセクションでの社会的結合関係やコミュニケーションの形態そのものを標的としていた。

「ピラを掲示することが誰の役に立つのか。多少とも教育された人であろうか。いや、違う。教養は掲示できないのである。教養が身につけられるのは街角においてではない。討議することなく語らう穏やかな協会においてであり、熱狂することなくまた党派の精神なく啓蒙される場においてである。それはすなわち書物において身につくのである、また聖なる哲学に命ぜられた法律¹⁰において教養が身につくのである。」(ibid.)

この言説にル・シャプリエの特殊な「社会像」が明瞭に現れているだろう。ル・シャプリエにとつての「個人」と

は、情念に訴える演説ではなく、独り読書することによって理性を獲得せねばならない存在である。この理性とは、批判的な能力ではなく、唯一的な法則⁵³である。

このル・シャブリエの提案には、特にロベスピエールを中心として激しい反論が起こる。まずはその批判は、能動的市民にのみ請願権が制限されることについて向けられる。「請願権は、社会の全ての人間の侵すべからざる権利である。それは自らの意見を述べ、必要とするものを必要に応えうる者に要求するという全ての市民に属する権能に他ならない。」(ibid. p. 684)「皆様、請願権は非能動的市民に特に保障される必要がないのでしょうか。より弱く不幸で、より不足をする人々は、より多くの願いが必要である。」(ibid. p. 685)「苦情が、苦痛や非難や苦しんだ損害に伴う要求や請願でないとするればそれは実際何なのであろうか。」(ibid.)

また集団の名による請願も認められるべきと続ける。「個人の集合は、部分として、請願権を持つ。この権利は公権力の詐称では決してない。知的で感覚のある全ての存在の侵すべからざる権利である。」「すべての孤立した個人が請願権を持つのであれば、人間の集合に、いかなる理由、名目であれ、その意見を述べ、伝えるのを禁止することは不可能であると私には思える。」(ibid.)

審議は翌日も続けられ、グレゴワールは、ピラの制限は、表現の自由の制限であり革命前に後退するものだとして批判し (ibid. p. 688)、またビュノは、孤立した個人は無力であるから集団に請願権を認めないのは、請願権の破壊であると断じた (ibid. p. 690)。

ロベスピエールの執拗な追及によって、ル・シャブリエは、受動的市民にも請願権を認めるといふ譲歩をし、ピラの掲示に関しても修正を受け入れたが、提案の骨子である集団の名による請願の禁止とセクション集会の制限は、原案通りのまま可決させることに成功し、デクレは五月十八日に公布された。⁶⁸

このデクレにより、民衆協会・セクシヨンでの活動は大幅に制限され、ル・シャプリエにとっては、これらの活動は徐々に沈静化に向かう予定であった。

(c) 民衆協会の活動制限　しかし、民衆協会の活動は収まることはなかった。むしろ逆に、デクレ公布が請願権の個人への制限に関する論争を呼び起こし、各民衆協会はデクレに反対する決議を挙げ、議会への抗議行動を活性化させた。⁽⁶⁹⁾ またコルドリエクラブがロベスピエールのマール・ダルジャン制度廃止要求演説を印刷・配布したことを契機に、制限選挙制への批判が各民衆協会で巻き起こる。⁽⁷⁰⁾ さらに六月の国王のヴァレンヌ逃亡事件はこれら民衆協会の活動に油を注いだ。コルドリエクラブは議会に共和政を宣言するようにと請願し、七月にはシャン・ド・マルスの請願と呼ばれる大衆的示威が行われ、この示威に対して国民衛兵が発砲するという虐殺事件が起こる。

このような状況下で、ル・シャプリエは、九月二九日に民衆協会に対してその存在自体を否定するようなさらなる厳しい活動制限を提案した。ル・シャプリエの提案は、(1)協会・クラブ・結社による公務員・市民への命令の禁止、(2)これら結社のあらゆる政治的行為の禁止、(3)結社間の連絡、加盟の禁止を内容としていた。

まずル・シャプリエは、「これら協会は、迅速にその確立が必要であった自由への熱狂を形作り、嵐の時に諸精神を結集させ、公論の中心を作り、対立する少数者に対し、濫用の消滅と偏見の打破、自由な憲法の確立を望む巨大多数を知らせしめたという効果を生んだということをまず言うことができる。」として結社の役割を評価するのだが (A. P. t. XXXI, p. 617)、「ル・シャプリエにとって、結社の役割とは、革命への忠誠・奉仕であり、それら結社が各自に討議し始め、革命の遂行から少しでも離れるなら、公共精神を分断する危険なコルポラシオンとして否定されねばならなかった。

「国民が政府の形態を変える際には、各々の市民が執政官であり、全てのものが公共の事柄について討議し、討議

する義務があり、革命を後押しし、保障し、加速させるものは全て利用されねばならない。」とル・シャブリエが述べるように (*ibid.*)、革命の過程において、協会などを通じてあらゆる所で形成された多様で批判的な「公論」は、政体を変革するエネルギーとなり、それ故必要とされたのだが、「しかし、革命が終結し、王国の憲法が確定され、それが全ての公権力にゆだねられ、権力機関を招いた時には、この憲法の安泰のため、全てのものは最も完全な秩序に帰らねばならないのであり、設立された権力の行為を何物も妨げてはならないのであり、討議と権力は憲法が定める場所のみ存するのである。」と続けたように (*ibid.*)、もはや結社の役割は消滅し、弊害でしかないと考えた。

確かにフランス最初の憲法である九一年憲法は、既に制定作業が終了し、この憲法によって新しい秩序の原理が定まり、「革命が終結した」という意識はル・シャブリエのみならず当時の議員に共通のものであった。

ル・シャブリエにとって、結社は、この革命を後押しするために利用された単なる手段であり、革命がその果実として保障せねばならない権利ではなかった。市民の集合は、いかなる公的性格も有してはならず、集团的行動は許さず、政治的性格を帯びてははならなかった。「国家の内部において、協会、市民の穏やかな集会、クラブは、目立つ存在となつてはならないのである。それら結社が憲法の定める私的な状態を超え出るなら、それらは憲法に敵対し、それを擁護するのではなく破壊するであろう。」「協会は憲法を学び、憲法の公理を支持するためにつくられたものであり、それは単なる友人の集まり、クラブにすぎないのである。」(*ibid.*, p. 618)

「公共の事柄」についての討議は、「権力は人民意思によつて構成されるが、それは代表によつて表明されるのであり、これ以外に権限はないのである。」「代議士の活動以外に公的機能を帯びる活動はないのである。」とル・シャブリエが言うように (*ibid.*, p. 617)、議会のみがそれを行いうるのであり、「我々代議士」がその役割を引き受けるとした。さらに続けて「この原理を完全な純粋さで保持するために、王国の隅から隅まで、憲法はあらゆるコルポ

ラシオンを消滅させ、社会体と諸個人しか認めなかったのである。」と述べる（*ibid.*）。ル・シャプリエにとって自発的な結社もコルポラシオンと同義であり、あらゆる場所で討議を通じて形成された多様な「政治的公共圏」は、独占到に国家に集中されることとなる。

このル・シャプリエの提案に反対の演説を行ったのは、またもやロベスピエールである。「この場を占めている大多数の人々は協会の出身である。」「とりわけ、それら協会においてフランス国民の希望と自信が繋がれたのである。マキャベリの体制の進行に対して自由を守るのはそれら協会においてである。」（*ibid.* p. 619）確かにロベスピエールが言うように、ル・シャプリエとして「憲法友の会」という協会での雄弁によって名を馳せ、有力議員となった人物である。⁽⁷²⁾

しかし、ル・シャプリエを批判するロベスピエールもその結社観は彼と変わるものではなかった。「生まれてかいている憲法がまた内外の敵を持つているとき、……私は革命が終わったと思わない。……愛国的ソシエテを破壊してみよ。そうしたならば諸君は墮落をもつとも強力に阻止するものを取り除いてしまうことになる。」（*ibid.* pp. 620 p. 621）この発言を引く井上氏は、ロベスピエールにとつても結社は革命推進の手段、反革命陰謀を暴く手段にすぎなかったのであって、両者の違いは革命が終わったとするか否か、すなわち権力を手中にしたかどうかという相違であり、後にロベスピエールも民衆協会を凍結させたではないかと論じる。⁽⁷⁴⁾確かにロベスピエールが続けて、「革命が終わったと仮定しても、もはや知識や憲法の諸原則や公共精神を伝播する必要はないのであろうか。それらがなければ憲法は存続することはできないはずだ。」と述べるように（*ibid.* p. 620）、彼にとつても結社は、上から何ものを伝播する道具であり、多様で批判的な公論を産出する場ではなかった。このことは後のジャコバン独裁期において明瞭となる。

ロベスピエールの演説に議場から拍手が起きるが、ダンドレのル・シャブリエを支持する大演説の後に、ペチオン、ビュゾ等の抵抗も虚しく、ル・シャブリエ提案は可決された。⁽⁷⁵⁾

(4) ル・シャブリエ法の理解について

これまでル・シャブリエ法、請願権の制限、民衆協会の活動制限のデクレと順を追って見てきた。これら三つのデクレには、賃金交渉の激化、請願活動の激化、民衆協会の政治化というようにその提案背景にはそれぞれ状況的な理由があった。それ故、ル・シャブリエ法は具体的危機に対応した状況的立法として位置付けられたり、また、後二者のデクレについては、革命の激動的事件史の中に埋もれ、これまであまり振り返られることがなかった。

しかし、これまで見てきたように、これらデクレを提案するル・シャブリエの言説には、彼特有の特殊な「社会像」が一貫して存在したと思える。ここでは、「国家」と「諸個人」が存在するのみであり、その間にいかなる「中間団体」も存在してはならなかった。しかも、これら三つのデクレが標的とした「中間団体」は、絶対王政期の古い「社団」なのではなく、むしろ革命の条件となり、さらに革命によって開花させられた「結社」¹¹アソシアシオンであった点に留意せねばならない。にもかかわらずル・シャブリエはこれら結社をもコルボラシオンと呼び、コルボラシオン廃止と同一の論理で、アソシアシオンも否認したのである。

賃金交渉を個人間の合意に委ね、政治的意見の表明である請願を個人にのみ限定するル・シャブリエの思想には、確かに「個人」への強烈な崇拜があったが、その裏面には、救済を与えるのは「国家」であり、政治を討議するのは議会のアリーナのみであるとされたように、「公共の事柄」を独占する強い「国家」が聳え立っていたことを忘れてはならない。

このような観点に立つなら、ル・シャプリエの一連のデクレを「公共圏」「社会的結合関係」の編成の法として捉えることができる。革命が開花させた結社での討議やその民主的社会的結合関係は、「公共の事柄」に関する関心をその構成員に呼び起こし、公権力に対し批判的な圏を至る所で形成し、政治化した。ル・シャプリエの一連のデクレは、これら社会的結合関係を分解し、「公共の事柄」を国家が独占することによって批判的な空間を封じ込めることがその目的であった。ル・シャプリエ法が直接対象とした職を媒介とした結社であっても、それは「市民の結合」でもあり、その結社は職人利害擁護のために親方と対立しただけでなく、国事へと関心を向け、民衆協会などの政治的結社と同様に、議会・行政を監視し、公権力に対して批判的な圏を形成する側面を有していたのである。

確かに、ル・シャプリエをブルジョワイデオログの代弁者として捉え、ル・シャプリエ法を労働者抑圧の階級的立法と解し、続く請願権、民衆協会の制限も革命の民衆化、左傾化を食い止めるための立法と位置付けることも可能であろう。

しかし、この図式は、そのわかりやすさと引き替えに、ル・シャプリエの特殊な「社会像」や、結社が形成した政治文化やコミュニケーションの社会学的・空間的な把握を困難とする。

ル・シャプリエが否定した結社の空間において「公論」は産出された。「公論」は、公権力に対して自律的で批判的なコミュニケーション権力である。この権力は、ル・シャプリエも言うように、悪弊を見つけたし、旧体制を批判し、革命を後押しする力であり、それ故、革命家によってしばしば引き合いに出された。しかし、「公論」とは、その性質上、不一致から生ずる産物であり、多様性と批判性をその属性としている。すなわち、「公論」とは、社会から生じ、上から作り出すことは不可能なものである。

それゆえ、革命が勝利し、憲法が完成するや否や、「公論」は、革命家には、共和国分裂の脅威として捉えられた。

それ以来、多様で批判的な「公論」に代えて、統一的な「公共精神」という言葉が好まれることとなる。「公共精神」には、確かに、ハーバーマスがイギリスの public spirit の例で示したように、⁽⁷⁶⁾「公共の事柄」「正義」へと市民の関心を促し、「公論」を支える側面があるのだが、フランス革命において、「公共精神」は、諸個人の共和国への完全な統合を約束するものとして、政治的権威によって上から下へと押しつけられた「徳」であり、「公共」という言葉には、義務的な意味が色濃くなる。⁽⁷⁷⁾

(5) スペクタクルに関するデクレ

では、この「公共精神」とは具体的にいかなるものであったのか。この点を明らかにするに格好の素材が、同じくル・シャプリエ提案による九一年一月のスペクタクルに関するデクレである。

十八世紀後半のフランスは、文学史上稀に見るほど演劇の栄えた半世紀とされる。⁽⁷⁸⁾ フランス座やイタリア座などの大劇場は、喜劇と悲劇しか受けつけないが、大通りの小劇場では、多様なドラマが演じられ、宮廷ではなくサロンがこれら演劇の批評・審判の場となった。しかし法的には、劇場の建設、上演は国王の認可に属し、劇場は一つの特権であった。革命によって封建的諸特権の廃止が宣言された後も、この特権は、救貧税を払うことによって存続する。⁽⁷⁹⁾ ル・シャプリエの提案は、(1)この特権の廃止と劇場建設・上演の自由、(2)戯曲作家の著作権の保護をその内容としていた。デクレの第一条では「市町村への届出によって、全ての市民は劇場を建設することができ、あらゆる種類の作品を上演することができる。」と謳われ、一般にこのデクレは「劇場自由の宣言」としてポジティブに評価されている。

しかしこのル・シャプリエの提案は、スペクタクルへの公権力の関与を含むものであり、この部分が激しい議論を

呼ぶ。すなわち提案デクレの第六条では「劇場の興業者、あるいは構成員は、その状態に応じて、市町村の監督下に於かれる。」とされ、第七条では「劇場の中に、常に何人かの私服監視官がおかれる。」とされた。

何故にこのような公権力の規制を必要としたのか。一つの理由に、公序の維持を挙げることができよう。革命期の劇場では、かつてサロンで上演されたような穏やかな芝居ではなく、血なまぐさい革命劇が上演され、革命歌がうたわれ、観客もそれに応じて歌い、劇場は革命的集会場と化していた。

しかし、ル・シャブリエの提案理由はこの公序の維持という理由だけではなかった。彼は、第六条の行政による監督を以下のように説明する。「風紀の保持は市町村の監督によつて保障される。スベクタクルは風紀を正し、公民精神の訓練となり、愛国精神、徳、愛情の学校とならねばならない。」(A. P. t. XXII, p. 21) ル・シャブリエにとつて演劇とは、「公共精神」の学校であつた。それ故、演劇の内容は、「笑劇は精神を向上しないので望ましくない」とされ (ibid.)、「スベクタクルは何かを学ばせるものであり、今後、全ての作品は祖国を勝利させる内容でなくてはならない」とされた (ibid.)。

同じくルソーは、ダランベールが「百科全書」でジュネーブに喜劇劇場の建設を提案したことに対して批判する手紙で以下のように書いている。「喜劇においてはすべてが悪く有害であり、すべてが観客に重大な影響を及ぼす⁽⁸⁰⁾。」「己にふさわしい賞をうけるために勝ち誇つて帰ってくる戦勝者を迎えて行列に連なるのを見る以上に輝かしいスベクタクルがいったいこの世に存在するのだろうか⁽⁸¹⁾。」と。ルソーは、少年期に軍隊の演習を見たときの歓喜に重ね合わせながら、スパルタの祖国愛あふれる踊りの歌を最後に引用し、「これこそが共和国に必要な演劇なのです。」⁽⁸²⁾として手紙を締めている。

ルソー、ル・シャブリエのこの共通する演劇観において、市民が演劇を通じて習得せねばならない精神とは、文芸へ

の批評を通じて身につけられる批判的な能力・理性ではなく、統一的に上から啓蒙され、祖国との一体を表現する「公共精神」であった。この精神は、市民生活を画一的に統治するための主体的原理となる。ル・シャブリエにとつて、劇場は公教育の一部であり、彼はそれを「国民の劇場 [Théâtre de Nation] と名付けている (ibid. p. 213)。

審議では、公権力の関与の部分に対して激しい質問が集中する。モーリは「劇場はいかなるポリスの規則にも服してはならない。」「ここしばらくは、劇場での作品はポリスに服していない。かつて、われわれが野蛮であったルイ十四世の時代には警察に服していたが、」「この検閲は新たな憲法に抵触しないとは思えない」とし、公権力の関与を定めた箇所を削除することを要求した (ibid. p. 215)。

またロベスピエールは「何事も演劇の自由を侵害することはあつてはならない。しかし六条はこの自由を破壊するものである。多くの市民が劇場を建設できるだけでは十分ではない。恣意的な監督から自由であらねばならないのだ。『公論』のみが善に適切しているかどうかの判断者である。自らが好むものを採用し、好まないものを拒否する権限を役人に与えたくはない。』として延期を要求した (ibid. p. 216)。このように「公論」と「公共精神」は、互いに對抗する諸原理であった。

しかし、いずれの動議も否決され、質問は打ち切られ、ル・シャブリエ提案は、無修正で採択される。⁽⁸³⁾

ル・シャブリエの描いた「公共精神」の学校としての劇場という構想は、ル・シャブリエ失脚後も受け継がれ、さらに具体化された。一七九三年にはコミューンの負担によって無料の芝居小屋が作られ、そこでは十日間ごとに愛国的な芝居が上演される。また、九四年一月、パリの監視委員会は、ル・シャブリエと同じように「劇場は美德と風俗の学校たるべし」と述べる。⁽⁸⁴⁾

演劇は「一般意志」、「共和国」の表現たならねばならなかった。すなわち、九一年憲法が「王国は一にして不可分な

「り」、九三年憲法が「共和国は一にして不可分なり」と定めたように、「不可分の人民」を表現せねばならなかったのである。徐々に演劇は、コーラス、行進、祈りをとり入れ総合芸術化する。演劇の主題よりも、人民がそこに集結すること、それ自体が芸術とされた。むしろ、その「不可分の人民」の表現に相応しい形態は、演劇よりも「国民祭典」であった。そこでは、観客自身が俳優である。革命期を通じて、革命家は常に祭典を計画した。革命の激化によって崩れそうな「単一で不可分の共和国」という信念を維持せねばならなかったからである。この国民祭典で最大のもので、ル・シャプリエを批判するロベスピエールが提案した「最高存在の祭典」であった。ロベスピエールはこの祭典の提案演説で次のように言う。「祖国への愛をかきたて、風俗を純化し、魂を高め、人間の心の情熱を公共の利益へと導く、こうした傾向のものはすべて、諸君によって取り上げられ、あるいは確立されねばならない。」（*P. t. XXXXXXIXIV. p. 332*）これこそが「公共精神」である。ロベスピエールがル・シャプリエを批判した際に用いた「公論」という概念はもはやここでは消滅し、彼においてもそれは「公共精神」という概念に取って代わる。祭典当日は、青年は武装し、女は花束を持ち集まった。皆が、楽隊に導かれ行進し、最高存在への賛歌を合唱する。ロベスピエールは無信仰を象徴する像に松明で火を点ける。全員は友愛の抱擁をかわし、共和国万歳の叫びで祭典は終えられた。祭典に集まった人数は五十万人である（当時のパリの人口六五万⁽⁸⁵⁾）。

(6) ル・シャプリエ以後について

この章の最後として、ル・シャプリエ以後の「結社」を巡る展開について若干触れておこう。

民衆協会の活動制限のデクレを最後としてル・シャプリエは議会を去るが、その後、革命は、対外的には軍事危機、対内的には食糧危機を要因として次第に急進化し、「民衆運動」はさらに高揚した。よってル・シャプリエのデクレ

にもかかわらず、事実上、民衆協会は増加し、活動を激化させ、このデクレを有名無実のものとした。

いわゆる「ジャコバン主義」とは、ロベスピエールなどの左派が、議会内においては少数であるにもかかわらず、この「民衆運動」と結びつくことによって権力を奪取し、独裁へと至った政治過程であるが、そこでこのクラブ・結社の果たした役割は大きく、別名「クラブの歴史」とも言われる。⁸⁶

しかし、この過程において「民衆協会」はその機能を全く変えてしまう。それは、革命の道具、権力の手段であり、各地の協会は、中央のジャコバンクラブの組織網として再編され、もはや討議することを止め、全員一致を作り出す機械となった。

革命暦Ⅱ年フリメール十四日のデクレ⁸⁷は、公安委員会と保安委員会に権力を集中したものであったが、このデクレは、協会同士の横の連絡を禁止し、協会を「公論の武器庫であるべき」とするが、「公論が攻撃すべき目標」を定めるのは国民公会と規定している。⁸⁸もはや、ここでは「公論」の多様性は消滅し、民衆協会は、公安委員会によって「公共精神をふたたび奮い起こす」任があるとされ、反革命の監視、密告を行い、軍籍登録を奨励し、祖国への忠誠を表明する機関となった。⁸⁹「公共精神」の時代がここに到来する。

ロベスピエール没後の共和暦Ⅲ年ブリュメール十九日には、ジャコバンクラブが廃止され、共和暦Ⅲ年の憲法が成立した翌日には、クラブ・民衆協회를廃止するデクレ⁹⁰が出された。政治的結社の存在は完全に否定され、革命を終えることとなる。

第三章 修道会破壊の展開について

前章では、ル・シャブリエ法に至るまでの過程を中心として職を媒介とする結社を、また請願権・民衆協会の制限

のデクレを通じて政治的な結社について検討した。そこでは「国家」が公共の事柄を独占し、「個人」は統一的な「公共精神」を体得せねばならず、「国家」と「個人」は、中間的存在に媒介されることなく、直接向かい合わねばならないという特殊な「社会像」を看取ることができた。この「社会像」の適用は、信仰を媒介とする宗教的結社として例外ではなかった。むしろ、当時のカンリツクの弱まったとは言え、まだ衰えぬ影響力を考えれば、修道会は最も強固な中間団体であり、国家にとつては最も警戒を向けねばならない存在であった。本章では、この修道会廃止の過程がル・シャプリエと同一の言説によつて推進されていくことを追う。以下では、まず八九年の教会財産国有化の審議において法人の性格を巡る論争が闘わされたことを検討し、次に九〇年の修道誓願禁止法、九二年の在俗修道会および信心会廃止法の審議過程での言説を分析し、最後に修道会廃止後に修道会によつて担われていた活動を「国家」が新たに引き受けようとした展開をロザンバロンによる福祉国家論と重ね合わせながら検討する。

(1) 法人の性質を巡る論争

八九年十一月の教会財産の国有化のデクレは、「封建的諸特権の廃止」での十分の一税廃止と同様に僧侶からの提案であった。これは僧侶たちが自らの特権を自発的に放棄することによつて革命との間に調和点を積極的に探ろうとしたことを示す。タレイランは八九年十月十日の議会で、「国家は、随分前から、最大の窮乏に苛まれている。」「その財源は全て教会の財産の中にある。」とし（A. P. t. IX, p. 398）、(1)教会財産が国有化されること、(2)聖職者の生活基盤を国家によつて支えることを柱とする提案をした。すなわち教会財産を国庫に帰属させることによつて逼迫する財政に寄与し、その引き替えに聖職者は国家の精神生活を執行する官吏としての地位が保証されるという内容であった。

しかし、このタレイランの提案は、財産没収の法的な根拠を欠いているという問題があつた。タレイランによる教会財産国有化の正当化は、その財産によって国庫に寄与できるということ、つまり没収が公益に適用という理由によって専ら展開されたのだが、人権宣言によって所有権の不可侵を二ヶ月前に保障したばかりの議会においては、ミラボーが「公益という理由は、それがどれだけ重大なものであつても、国家へ教会財産が帰属するということを宣言するには、その措置によって国家の構成員の所有権を侵害せねばならないので、理由としては不十分である」と批判したように (*ibid.*, pp. 607 et seq.)、それだけでは十分な理由となりえなかつた。よつて、議会で論争は、人権宣言は教会（＝法人）に適用されるか否か、法人の性質とは何か、という法的な議論へと収斂していくこととなる。⁽⁹¹⁾

この問題に対してトゥーレは、法人を単なる法律の擬制に過ぎないものとして構成することによつて解決を与えた。「団体は法律によつてはじめて存在できるのである。この理由によつて、法律は、団体に関すること全てに、その存在自身についてまでも無制限の権限を有するのである。団体は、それ固有の性質を持たないので、その性質によつていかなる実在的な権利をも有さないのである。団体は擬制に過ぎない。法律の抽象的概念に過ぎないのである。法律はそれを思うように為すことができ、好みに修正することができる。」 (*ibid.*, p. 485)

この法人擬制説の論理的帰結は、「よつて、法律は、団体を創造した後、それを廃止することができるのである。……よつて、法律は団体に不動産を所有する権能を与えないことができるのである。」とされた (*ibid.*)。

この擬制説に対してクレルモン・トンネルは、「団体は、複数の個人が集合し、一つになり、共同な存在が与えられた事態に他ならない。」「各人が個別に行使できる権利は、疑いなく共同に行使され得るのである。」とし (*ibid.*, p. 496)、法人が形成されたかどうかの基準は、何らかの目的のために財産を共同に用いようという諸個人の意思の合意にあるとする個人主義的な実在説を展開し、教会をも私的な諸個人の合意によるものとして構成し、法人の権利

と個人の権利との間に差異はないとして反論する。

審議の流れは、国家の財政基盤を早急に確立せねばならないという政治的判断もあり、トゥーレによる擬制説が優勢で推移していくが、結局は、自らの財産が将来没収されるのではないかと聖職者以外の財産所有者を恐れられる「没収」、「国有化」という表現は避けられ、教会財産は「国民の自由な処分に委ねられる」という玉虫色の修正案に落ち着いた。

しかし、ヌウリツソンが指摘しているように、トゥーレによって展開された擬制説は、その後の立法者たちに強い影響力を持ち、団体の改廃に関する全能な権限を国家に与え、革命の過程においてその後行われたありとあらゆる団体・結社の破壊を法理論的に根拠付けるものであった。また、トゥーレに反対したクレルモン・トンネールとて、団体を諸個人による契約として個人主義的に構成したのであり、この点は一八〇四年の民法典における営利組合、一九〇一年結社法における非営利社団のいずれもが諸個人による契約として構成されたことと共通している。革命後も続くフランスでの法人消極主義の原点は、この教会財産没収の審議での論争に求めることができる。

(2) 修道会の廃止

修道会とは、教会内部において結成された結社であり、修道誓願を立てた修道士・修道女が共同生活を営み、その福音的完徳への到達を目的とする会である。本来、厳格な戒律を旨とするが、その道徳的頹廃と財政問題は絶対王政期から何かと取り沙汰され、一七六八年の勅令によって修道会の整理・統合による改革の試みもなされたが、民衆の間にも修道会に対する不信感はかなり広まっており、革命前にもその廃止を求める陳情書が幾つか出されるような状況であった。⁹⁵ 八九年十月二八日に新規の修道誓願が暫定的に停止されていたが、先の教会財産国有化の代償として国

庫により教会関係費の負担が保障されたため、教会内の修道会の出費が国家予算の膨張をもたらずことになり、その改廃問題が必然的に議事にのぼることになった。

(a) 修道請願禁止法 九〇年二月十三日の修道誓願禁止法⁽⁹⁷⁾は、当初はこの提案者のトレヤールが「俸給は、その務めに比例せねばならないのである。」と述べ (A. P. t. X. p. 624) マルーエが「財政を考えよう。……他のあらゆる問題の議論は先延ばししよう。」と述べたように (A. P. t. XI. p. 544) その動機は主として財政的観点に基づくものであり、誓願の法的拘束力を解き、修道会を整理統合することにより歳出の節約を図り、修道士の少ない修道院は閉鎖・売却し、国家財政の再建に寄与することを目的としていた。

しかし審議の中で無神論者のデユボンが「修道会を廃止することによって、財政のためと同時に人間性のためにも卓越し緊急の措置をとることになるのだ。」と述べ (ibid.)、また自由主義者のルグランが「あらゆる宗教団体は消滅するというデクレを提出せよ」と提案したため (ibid.)、修道会問題は財政的次元を超え、修道会の存否自体へと論争が開通されることになった。

まずは、修道会の社会的有用性が、修道会廃止論者によって問題とされた。ラ・ロシュフーコーは、かつては修道会が宗教・文芸・農業にとつて有用であつたが、「今日、文芸が修道会で発展するのは不可能である。……その団体の精神は若者の教育にとつて危険であると信ずる。」と述べ、修道会の有用性はもはや存在しないと、トレヤール原案で廃止の例外とされた教育・研究・救貧に携わる修道会についても廃止することを提案し (ibid. p. 575)、ペチコンは、「あらゆる団体は社会によつて作られたのであるから、それらの団体が無用で、有害であるならば、社会はその団体を破壊できるは不変の原理である。」として先に検討したトゥーレの擬制説と同一の論理によつて修道会を廃止する権限が国民議会にあることを確認し、「かつて修道士たちは、祈り、かつ働いた。しかし今日彼らはもう

働かない。それは農事から奪い去られた腕であり、社会から略奪された富である。彼らは個人としては害であり、団体としては危険である。」とし、修道会全廃を主張した (*ibid.*, pp. 575 et 576)。これらの修道会無用論に対して、僧侶のグレゴワールは修道会の貢献の事実を挙げ、修道会がなお社会にとって有用・不可欠の制度であるとし、同じ有用・無用論の土俵に立ってその防戦をはかるが (*ibid.*, p. 575)、修道会廃止論者の勢いは留まることを知らなかった。

議論の土俵は、有用・無用論を超え、修道会の存在は新しい社会の原理＝人権宣言と矛盾すると主張されるに至る。ダジエは、「修道会制度は絶えず人権と対立する」と言及 (*ibid.*, p. 576)、それに続くバルナーブは、「修道士の存在は、人権、社会の必要と相容れず、宗教にとつて有害であり、彼らに割り当てたその他目的にとつて無駄であることは間違いない。……私の命題は正しいのだ。その証明には人権宣言と第一条を想起すれば十分である。……修道会は公序に反している。独立した首長に服し、彼らは社会の外にあり、社会に反しているのだ。」とし、続けて人権宣言第十条を読み上げ、「修道会は社会秩序、公共の福祉と相容れないのである。それらを無条件に壊滅させねばならないのだ。」とした (*ibid.*, p. 580)。その翌日の審議でガラは、「修道会施設は、人権への最も破廉恥な侵害であった。」「神がどうして人間に与えた財産と自由を再び人間から奪い返すことができるのだろうか。このことについて私は全く理解できないということを誓う。」とバルナーブよりもさらに辛辣に修道会を批判する (*ibid.*, pp. 588 et 589)。このバルナーブ、ガラの演説は、司教たちが激憤し演説を中断させたほどの激しい反発を僧侶議員たちに生み、八九年の段階において僧侶側の妥協によって保たれていたカトリック教と革命との調和が仮構に過ぎなかったことを露わにしている。

僧侶たちは動議を連発し、必死に抵抗するが、結局は敗れる。デクレの第一条では「国民議会は、憲法的条項として、法律はもはや両性の何者であっても盛式修道誓願を認めないことを宣言し、その結果、フランスにおいて盛式修

道会は廃止され、今後設立されることがないと宣言する。」とされ、盛式修道会の廃止が確認された。ただし第二条で公教育、慈善事業にかかわる修道院は例外とされ、第三条でも修道女による修道会について廃止が免除されたので、デクレ全体的内容としては修道会の全廃というものではなかった。

このデクレで宣言された誓願禁止は、一七九一年憲法においても引き継がれ、中間団体廃止を宣言する憲法前文において、宣誓ギルド、同業組合の廃止を宣言する一行に続いて、「法律は、もはや宗教誓願や、自然権や憲法に反する如何なる誓いも承認しない」と規定された。修道誓願も、職業組合等と同様に一種の中間団体を設立する結社契約として捉えられ、禁止の対象となったことがここから窺える。この修道会を中間団体として捉えるという図式は、次の在俗修道会および信心会廃止法の審議においてより明瞭なものとなっていく。

(b) 在俗修道会および信心会の廃止 九〇年の修道誓願禁止法では、公教育・慈善活動を担う修道会はその類廃が批判されながらも、禁止の例外とされ、廃止されなかった。その理由には、実際、修道会抜きの教育や慈善活動を考へることは不可能であったということがある。絶対王政期では、教育とは国家の掌握事項ではなく、教育を支配したのは教会であり、初等学校や高等教育機関は専ら修道会や在俗聖職者によって開設され、また、慈善活動も修道会や在俗聖職者による救貧院によってその大半が担われていた。

しかし九一年憲法で「全ての市民に共通で、全てのの人にとって不可欠な教育の部分については無償の公教育が創設され組織される。」「棄てられた子供を育て、病弱の貧者を助け、仕事を持たない壮健な貧者に仕事を与えるために、公的救済の一般施設が創設され組織される。」「と宣言された後においては、これら事業は、「公共の事柄」として「国家」が担わねばならないという観念が支配的となっていた。また先の修道誓願禁止法の審議では、修道会廃止の理由は、財政的理由、社会的有用性、あるいは人権宣言との抵触という理由と、まだ論者によってばらつきがあったが、

前章で見たル・シャプリエによる中間団体否認の理論が高らかに謳われた議会において、修道会廃止の理由は揺らぐことはなかった。

在俗修道会の廃止を提案する最初の報告は教会委員会のマシューによる「在俗修道会に関する報告書」である。マシューは、在俗修道会の果たす役割を、「若者の教育や、宗教授業や、聖職者の教育や、貧しい病人の世話であり、社会に極めて役立つものである。」「道徳、宗教、科学、芸術、文学は大変な恩義をそれらのすぐれた団体の大部分に負ってきたのは確かである。」と述べているように（A. P. t. XXXII, p. 58）、修道誓願禁止の際に廃止論者がその類廃・無用性を厳しく批判したのとは異なり、それなりに評価していた。マシューの問題提起は、むしろ在俗修道会が果たしているような重大な任務は「国家」が担うべきではなからうかという点にあった。マシューは言う。「そのような公共善にとって感動的で大変重要な機能を満たすことをコルポラシオンか何かに任せておいて十分なのだろうか。」「そのような制度（在俗修道会）を持たない政府で、そのような機能が非常によく果たされているのを見ないだろうか。」（*ibid.*）。修道会が「コルポラシオン」と規定されるのは、九〇年の修道誓願禁止法の審議ではまだ見られなかったことである。以上のような理由からマシューは、在俗修道会の廃止と公的施設の建設を内容とするデクレを提案するが、議会は提案の重要性に鑑み、公教育委員会にこの提案を付託し、再検討することを命じた。

この付託を受けた公教育委員会を代表して、ゴードンが九二年二月十日に報告を行うが、ここで中間団体否認のモチーフは明瞭となっていく。ゴードンは言う。「立法者の意思は、全公民をより直接的に公共の事柄に結合させることであつた。よってあらゆる団体は必然的に個人と祖国との間の中間的な遮断となる。」（A. P. t. XXXVIII, p. 360）「固有の利益と独自の準則を持ち、伝達せねばならないあらゆる考えを必然的に自らの偏見に染めてしまう偏った機構の内にかなる公共精神が形成されるのか。」と（*ibid.*, p. 362）。ただしゴードン提案のデクレは、在俗修道会

の全廃を宣言したものの、そもそも公教育委員会に付託された議案であるので、救貧活動、医療活動を行う在俗修道会、施療院については暫定的に廃止の例外として判断を留保し、専ら教育、研究活動を行っている在俗修道会を廃止の対象としたものであった。四月六日から始まった審議では、ゴードン提案の不徹底を指摘し、デクレのさらなる厳格化を求める者が相次いで演説する。その中でもトルネは、「国家の内部に市民のkolporashionが存在することは、人体における閉塞の如きである。」(A. P. t. XXXXI, p. 237)「帝国の全てのkolporashionを壊滅させよ。各々の団体の精神は消滅しつつあるが、公共精神に次第に火をつけることになる。」(ibid. p. 247)と修道会全廃を強く主張し、(1)デクレの前文に宗教的結社の壊滅宣言を盛り込むこと、(2)慈善、救貧活動を行う在俗修道会も例外なく廃止すること、(3)修道服を禁止すること、をその内容とする修正動議を提出し、圧倒的な拍手によって可決された。また苦行信心会など、自由意思で加入でき、教会から独立し、葬儀などの相互扶助活動を通じた絆によって結ばれたアソシエーション的性格を持つ「信心会」^(四)も、メルレによって廃止の対象とすることを求める修正が提案された (ibid. p. 488)。

公布されたデクレ^(四)は、その前文で「国民議会は、真に自由な国家はその内部において如何なるkolporashionも認めてはならず、公教育に従事し祖国に貢献するkolporashionであっても同様であり、立法府は完全に宗教団体を絶滅させると同時に、彼らに固有のあらゆる修道服を金輪際消滅させねばならず、そのために必要なことは、kolporashionの記憶を思い起こし、再びその像を描いてみて、もしそれらが蘇ったならということを想像してみることである。」と宣言し、第一編で、在俗修道会、信心会の例外なき廃止と修道服の禁止を定め(ただし救貧院と慈善施設は暫定的に行政の監視下で存続)、第二編で、廃止される団体の財産の国家による没収および売却を規定し、第三編から第五編で、廃止される団体に従事していた修道士の年金、身分保障などが定めた。

以上見てきたように、この審議において、修道会は、たとえ社会に有益であろうとも、それが中間団体であるという理由で否認されねばならず、今や修道会に代わって「国家」がそのような有益な任務を果たさねばならないとされた。この論理は、ル・シャプリエが「もはや国家の中にコルポラシオンは存在しない。存在するのは、各人の個別利益と一般利益のみである。市民に対し中間の利益を吹き込み、コルポラシオンの精神によって、公共の事柄から市民を引き離すことは何人にも許されない。」「生存のため職を必要とする人に職を与え、不具者に救済を与えるのは、国家である。」と述べ、職を媒介としたあらゆる結社を禁止した論理と同一のものである。修道会の全廃は、ル・シャプリエによって展開された中間団体否認のイデオロギーが、宗教的結社についても、もたらずであろう必然的な帰結であった。

(3) 福祉国家の起源としてのル・シャプリエ法 革命期の修道会破壊は、あまりにも徹底的に行われたため、教育に関しては、それを担う機関が一時的に消滅し、教育を受け、学習する権利までもが同時に廃止されたとも言われるほどであるが、九二年九月から開会された国民公会は公教育計画について審議を続け、九三年憲法は「社会は教育を全ての市民の手の届くところに置かねばならない」と規定し、十二月には公立学校による初等義務教育が開始され、修道会に代わって「国家」による公教育が推進された。

また、救貧や医療などの慈善活動も、「国家」がその任務を担うことが目指される。修道会廃止のデクレに続いて、革命暦Ⅱ年ブリュメール十三日の法律⁽¹⁰⁶⁾によって財団の資産の没収が、また同年のメツシドール二三日の法律⁽¹⁰⁶⁾では救貧院と慈善事業施設の財産が国有であると宣言され、私的な扶助は完全に禁止された。

公的救済組織の具体化は、この禁止措置に比べてややその立法が遅れたが、九三年三月十九日の法⁽¹⁰⁷⁾によって、各県

ごとの救済予算配分の原則と国民予見金庫の創設が定められ、中央集権的な公的救済の一般組織が整備され、同年六月二八日法⁽⁹⁸⁾で、各県に捨子ならびに老齢者への救済組織が設立された。九三年憲法は、「公的救済は神聖な負債である。社会は市民に、労働を与えるか、または労働できない者に生活手段を保障することにより、生活を引き受ける義務を有する。」⁽⁹⁹⁾と謳い、九一年憲法よりも明確に国家の救済義務を定めている。

以上の九三年憲法を中心とするような社会権的な諸規定は、その推進の原動力を探るならば、その当時の革命の左傾化、民衆との結託ということに求められ、これらの社会的諸権利の起源は労働者・民衆を弾圧したル・シャプリエとは程遠いものとされるかもしれない。しかし、私的な集団が教育や救済などの社会的機能を担うことを容認せず、「国家」がそれを「公共の事柄」として独占的に引き受けるのだという、その「社会像」は、ル・シャプリエの言説に明らかにその淵源を有するのである。

ロザンバロンによれば、「福祉国家 [Etat-providence] という表現が、フランス語に現れたのは第二帝政期であり、それは自由主義者等によって増大する国家の権限と極端な個人主義を批判する用語としてネガティブなものとして用いられたが、特にこの用法を発展させたのは、エミール・オリヴィエが一八六四年のコアリシオン法⁽¹⁰⁰⁾に関する報告の中で、ル・シャプリエ法を批判した時であったとされる。この報告において、オリヴィエは、革命後のコアリシオン禁止はル・シャプリエ法に端を発するものであるとし、その論理構造に批判的を絞り、本稿でも引用したル・シャプリエの演説を引いた後に、以下のように批判する。

「ル・シャプリエによって示されたこの論理に、フランス革命の根本的過ちの起源を見出すのである。ここから、結社に対する悪しき法律、例えば金融会社、割引銀行、保険会社、取引組合、生産会社に対する厳格なデクレが生まれたのである。ここから中央集権の行き過ぎ、社会的諸権利のはなはだしい拡張、社会改革者たちの誇張などが生じ

たのだ。そこからバブーフ、福祉国家の観念、あらゆる形態における革命的独裁が生じた。個人のイニシアティブに対する偏見の源はそこに見出される。その果実として、そこに見出される政府の神聖な全能の教義は、我々のあらゆる所まで侵入し、その進攻はしばし把握できないほどに止まることを知らず、思想における混乱、行動における争い、権力と自由の健全な思想の頹廢を作り出したのである。^(註)

このオリヴィエの視点を継承しながら、ロザンバロンも福祉国家の理念的起源をル・シャブリエの「社会像」に求め、今日の「福祉国家の危機」を「国家」と「諸個人」の二極構造によってもたらされる機械的連帯の社会学的な限界、「連帯の危機」として捉えて議論を展開する。

通常、「福祉国家」と言えば、社会は市場の論理が貫徹し、「国家」は夜警的な任務のみを担うという古典的な国家観に対する対立概念として、すなわち「福祉国家」は「近代国家」の対極として位置づけられるのが普通であるが、ロザンバロンの特徴は、それらが実は同じ源流にあるのだと主張する点にある。

まず、ロザンバロンは、「近代国家は基本的には『保護者国家 *Etat-protecteur*』として定義される。^(註)」と言う。なぜなら、ホッブスにおいて「共和国の目的は、特定の者の保護」「共通権力は不法から個人を守るリヴァイアサン」とされ、ロックにおいても「政府の目的は所有の保護」とされたように、「国家」を思考することと「諸個人」へ保護の権利を認めることは同一の運動であり、「個人」の誕生と「近代国家」の誕生とは表裏の関係であって、この「保護者国家」において「個人」と「国家」の分極構造と保護者・解放者たる「国家」という理念が既に形造されていたからだと言う。^(註)

このような近代国家理解に立ちながら、ロザンバロンは、「『福祉国家』は『保護者国家（＝近代国家）』の延長、深化である。^(註)」と規定する。確かに、「福祉国家」とは、生命や所有の保護という消極的任務だけでなく、再配分

や各種サービスなど積極的な活動を行う点で「保護者国家」と質的に区別されるのだが、重要なのは、この断絶面ではなく、むしろ両者の連続面であるとされる。ロザンバロンは、「福祉国家」とは個人の保護というこの運動を社会の中心点として継続させ、拡大させただけである。」⁽¹⁶⁾とし、これらの積極的な活動もその源流は、「保護者国家」に発するものと言う。

実際、「保護者国家」では、扶助や慈善は、伝統的な職や宗教、地域などの連帯と社会的結合関係で担われ、「国家」と「個人」はまだ不完全であり、その完全な二極分化には、「福祉国家」の誕生を待たねばならなかった。「保護者国家」は、完全な「個人」が主張され、社会が社団のモデルで思考されるのが終焉した時に、「福祉国家」へと転換するのである。

ル・シャプリエ法とはこの構図を一挙に創出しようとしたラディカルな表現であった。確かに、ル・シャプリエによって目指された、全ての中間団体を廃止し、「国家」がその空白を担うという理念の実現は不可能であり、革命後にその理念は放棄され、⁽¹⁷⁾十九世紀とは再び私的な集団によって扶助が担われた時代であり、「福祉国家」の理念が実現するには統計や確率計算によってリスク計算が可能となり保険技術が発達した十九世紀後半を待たねばならなかった。⁽¹⁸⁾しかし、この理念が、一七九一年という近代国家形成期に現れたことは、偶発的な逸脱なのではなく、「近代国家（保護者国家）」と「福祉国家」が本質的に同じ源に発するということを裏付けているのである。

むすび

最後に、これまでの議論の道筋をもう一度振り返り、本稿の主張を明確にしておこう。

本稿の課題は、フランス革命期における反結社法の「社会像」を抽出し、それらの諸立法によってどのような社会

空間が編成されたかを探ることであった。

まず、社会的結合関係という概念に注目することによって、革命を経済構造からではなく、政治文化の側面から説明し、絶対王政末期に「社團」とは異質な「結社」が叢生し、これらが「公論」を産出し、革命の条件となったという過程を見た。またこのような結社関係は、革命による高揚からか、革命勃発後は、民衆協会などに見られたように、さらに拡がりを見せ、政治化し、革命を後押しした。

しかしながら、革命期の立法者の「社会像」には、ル・シャブリエに典型を見出したように、これら「結社」は措置されていなかった。確かに、革命は、「社團」を徹底的に破壊し、「個人」を解放するのだが、この「社團」廃止と同一の論理で「結社」を禁止・制限し、解放された「諸個人」が自由に出会う空間を措定せず、「国家」と「諸個人」の二極構造を創り出すこととなる。

しかも、この新しい「個人」、「国家」の像は決して中立的なものではなかった。「個人」は、情念に訴える演説ではなく理性に基づく読書によって啓蒙を身につけねばならず、「国家」は、「社團」「結社」の廃止によって生じた社会的結合関係の空白を自らによって埋めようとした。このような「社会像」の頂点が、「公共精神」の時代であり、そこでは「共和国」と「市民」との一体化が目指された。また「公共」を全て担おうとする「国家」に「福祉国家」の理念的起源を見て取ることができた。

本稿の歩みは概ね以上のように要約できる。以上に抽出した革命期における社会像は、革命後の政治的・経済的混乱を経て、ナポレオン期に入ってその型を変容させ、政府にとって有用な中間団体は、行政の厳しい監督下で復活し、「国家」が「公共」を全て引き受け、「市民」の精神を教育するという理念は放棄される。しかし、反結社については揺るぎなく、ナポレオン刑法典は、政府の承認を得ない二十名以上のあらゆる結社の禁止と労働者のコアリシオン

についての厳しい罰則を定め、かつル・シャプリエ法も存続する。その後の結社政策は、政治状況によって厳格と寛容の間を揺れ動きながら、徐々に個別の法律によって特定の団体が法認されていくが、ル・シャプリエ法が廃止されるのは、一八八四年の職業組合法まで待たねばならなかったものであり、「結社の自由」が宣言されたのは今世紀に入った一九〇一年の結社法⁽²⁾によってであった。このル・シャプリエ法の影響は今日でもフランスの政治文化に刻まれていると言われる。

(1) この用法は、山元一氏に示唆を受けた。山元一「(法)〈社会像〉(民主主義)〈国家学会雑誌一〇六巻第一巻十頁以下。山元氏は、〈国家〉——〈社会〉——〈個人〉の連関構造を問題とするための概念として、〈社会像〉という語を用いて、現代法治国家論との関連でフランス憲法思想史を再検討している。

(2) 参照したものを年代順に記す。山中篤太郎「フランスの社会政策の展開——フランス革命期社会問題と対策——」国家学会第五十四巻第七号、恒藤武二『フランス労働法史』(日本評論新社)一九九五年、中村睦男「フランス憲法における社会権の発展(一)」北海道法学一四巻二号、中村紘一「ル・シャプリエ法研究試論」早稲田大学法学会誌二十号一九六九年、杉原泰雄「国民主権の研究」(岩波書店)一九七一年、稲本洋之助「フランス革命と『営業の自由』」『資本主義法の形成と展開』上巻、高柳信一・藤田勇編(東京大学出版会)一九七二年、岡田与好「市民革命と経済民主主義」『近代革命の研究』岡田与好編(東京大学出版会)一九七三年、中村睦男「社会権法理の形成」(有斐閣)一九七三年

(3) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』(東京大学出版会)一九九四年二六八頁

(4) 長谷川正安「人権宣言と日本」によせて、法律時報六二二巻四号、和田進「選挙・政党と自由」ジュリスト九七八号

(5) 杉原・前掲書は、国民主権との関係を考察したものであり、この分類に属さないかもしれないが、杉原氏も基本的には後に取りあげるジョルスによるル・シャプリエ法の階級的 성격分析に依拠しており、本稿とは視点が異なる。杉原・前掲書、二五二頁以下

(6) 既にル・シャプリエによる政治的結社に関するデクレを取りあげ、中間団体廃止とフランス政治文化との関連を論じたものとして井上すず「フランス革命とフランスの政治的伝統」(年報政治学一九九〇)日本政治学会(岩波書店)一九九一年があり、大きな示唆を得た。また井上氏からは、ご厚意により貴重な資料も拝借させて頂いた。重ねてお礼申し上げたい。

(7) 村上氏は、ドイツにおいて諸個人の政治的自由は、団体の前国家性・自律性によって媒介されて可能であったのであり、個人と国家が直接向かい合うという二極構造はナチズムによって登場した過程であるとして、樋口氏の言うような個人主義のメダルの裏面は全体主義であると批判する。村上淳一「ドイツ市民社会と職業身分制」法学協会雑誌九九巻十一号六三頁

- (8) この類型は、オズーフが「公論」研究の際に用いた類型を参考にした。Mona Ozouf, *Esprit public, in Dictionnaire critique de la Révolution française*, dir. François Furet et Mona Ozouf, Flammarion, 1988 邦訳『フランス革命事典2』（みすず書房）一九九五年九四三頁以下。またそのエは、革命期の社会的結合関係の変化を、九〇、九一年頃に友愛主義的結社によって形成された多様なコミュニケーション的権力を核する「民主主義的公共圏」から、それ以降ジャコバンによって意見を統一された「共和主義的空間（共和主義的社会的結合関係）」への移行として描く。Raymonde Monnier, *L'espace publique démocratique*, Kimé, 1994
- (9) ソシアビリテ論については、「宮宏之編『結びあうかたち——ソシアビリテ論の射程』（山川出版社）一九九五年、同『sociabilité』論のヴェクトル」社会史研究一号（日本エディタースクール出版部）一九八二年を参照。
- (10) Maurice Agulhon, *Penitents et Freres-Maçons de l'ancien Provence*, Nouv. éd. Fayard, 1984 このアギユロンの本については、「工藤光一『移行期における民衆の（ソシアビリテ）』社会史研究八号（日本エディタースクール出版部）一九八八年、および沢田善太郎『組織の社会学』（ミネルヴァ書房）一九九七年に紹介がある。
- (11) Jules Flammeront, *Remembrances du Parlement de Paris au XVIII^e siècle*, 1978, t. 3, pp. 345 et 346.
- (12) 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』（岩波書店）一九八三年八十六頁
- (13) Paul Nourisson, *Histoire de la liberté d'association*, Reueneil Sirey, 1920, t. 1, pp. 51 et s.
- (14) 一宮宏之『フランス絶対王政の統治構造』『全体を見る眼と歴史家たち』（平凡社）一九九五年
- (15) François Furet, *Penser la Révolution française*, Gallimard, 1978, p. 58, フランソワ・フユレ『フランス革命を考える』大津訳（岩波書店）一九九七年七一頁
- (16) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Suhrkamp, 1990, ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』細谷・山田訳（未来社）一九九四年。花田達郎氏は、ハーバーマスの *Öffentlichkeit* 概念の有する空間的な広がりを含意を明瞭にすべきであるとして、これまでの「公共性」の訳語に替えて、「公共圏」という語をあてることを提唱する。花田達郎『公共圏という名の社会空間』（木鐸社）一九九六年 以下の本稿の引用では、花田氏の提唱に倣いながら訳出は自らが行った。
- (17) ハンナ・アレント『人間の条件』志水訳（ちくま学芸文庫）一九九四年、特に第二章
- (18) この動向を概括するものとして、安藤隆穂『フランス思想史研究における「公論」の概念』経済科学（名古屋大学）第四二巻四号一九九五年
- (19) Ders., a.a.O., S. 94, ハーバーマス・前掲書 五十三頁
- (20) ロッシェもサロン研究からは同様のことを裏付けている。Daniel Roche, "Révolution de salon de l'ancien régime à la révolution", *Le Monde de la Révolution Française* n. 2
- (21) カント『純粹理性批判（上）』篠田訳（岩波文庫）一九六一年十六頁
- (22) François Furet, *op. cit.*, p. 59 フユレ・前掲書、七二頁。

- (23) Roger Chartier, *Les origines culturelles de la révolution française*, Seuil, 1990, p. 44 ロジエ・シャルチエ『フランス革命の文化的起源』松浦訳(岩波書店)一九九四年四十五頁
- (24) Roger Chartier, *op. cit.*, pp. 167 et s. シャルチエ・前掲書、二百七頁以下
- (25) シャリヴァリにしろては「近藤和彦『モラル・エコノミーとシャリヴァリ』」【シリーズ世界史への問い 6 民衆文化】(岩波書店)一九九〇年
を見よ。
- (26) Bernard Gibaud, *Révolution et droit d'association au conflit de deux libertés*, Mutualité Française, 1989, p. 22
- (27) Roger Chartier, *op. cit.*, p. 186 シャルチエ・前掲書、二百三十一頁
- (28) Roger Chartier, *op. cit.*, p. 187 シャルチエ・前掲書、二百三十一頁
- (29) 中村紘一・前掲論文「箱本・前掲論文を見よ。」
- (30) Edit portant suppression des jurandes et communautés de commerce, art. et métiers, *Recueil général des anciennes lois françaises*, 1863, tome 23, pp. 370 et s.
- (31) Bernard Gibaud, *op. cit.*, p. 32
- (32) Bernard Gibaud, *op. cit.*, p. 32
- (33) Pierre Rosanvallon, *L'État en France de 1789 à nos jours*, Seuil, 1990, p. 95
- (34) E. Martin Saint-Leon, *Histoire des corporations de métier*, 1976, pp. 517 et s.
- (35) 4 août 1789, Décret portant abolition du régime féodal, des justices seigneuriales, des dîmes, de la vénalité des offices, des privilèges, des annates, de la pluralité des bénéfices, etc., Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens, et avis du Conseil-d'État*, A. Guyot et Scribe, tome 1, pp. 33 et s.
- (36) Albert Mathiez, Les corporations ont-elles été supprimées en principe dans la nuit du 4 août 1789?, *Annales historiques de la Révolution française* VIII, 1931, pp. 252 et s.
- (37) 2=17 mars 1791, Décret portant suppression de tous les droits d'aides, de toutes les maîtrises et jurandes, et établissement de patentes, Duvergier, *op. cit.*, t. 2, pp. 230 et s.
- (38) Franche Soubiran-Paillet, "Aux origines de la peur des groupements professionnels au XIXe siècle", *Revue historique* 585, 1993, p. 161
- (39) 樋口・前掲書、九五頁、同『自由と国家』(岩波新書)一九八九年一六三頁
- (40) Paul Nourrisson, *op. cit.*, t. 1, p. 103
- (41) Bernard Gibaud, *op. cit.*, pp. 46 et s.
- (42) 13=19 novembre 1790, Décret qui déclare que tous les citoyens ont droit de s'assembler et de former des sociétés libres, Duvergier, *op. cit.*, t. 2,

19 長谷川正安氏は、このデクレを持ち出し（90. 82）法と長谷川氏は書くが、内容からしてこのデクレと同意できる、樋口氏がフランス革命を反結社の個人主義として図式化したことに対して「しかし、個人の自由な意思で集まった団体が否定されたわけではない。……ジャコバン・クラブやジロンド派は、政党と言えないまでも革命を推進した政治団体であり、この結社が革命の障害になるとは考えられていない。八九年の人権宣言に結社の自由はなくても、政治的意見の自由な表明は政治的クラブの集会で行われ、ピラやポスターが出されている。」「大革命が敵視した中間団体とは、封建的・特権的な団体、すなわち、同業組合・教会・大学などであり、一定の特権都市もそれに属するであろう。」とし、革命一般が反結社であったのではないとする。長谷川正安「人権宣言と日本」によせて「法律時報63巻4号。しかし、後に見るように自発的な政治的結社やピラ・ポスターという表現手段も同じくル・シャブリエによって敵視されたのであって、革命一般を反結社として括ることに問題はないうと想える。

- (43) Constitution française 3=14 septembre 1791 Déclaration des droits de l'homme et du citoyen, Duvergier, *op. cit.*, t. 3, pp. 239 et s.
- (44) ルノー『社会契約論』桑原・前川訳（岩波文庫）一九五四年四八頁
- (45) Paul Nourrisson, *op. cit.*, t. 1, p. 115
- (46) Ministère du commerce et de l'industrie, des postes et télégraphes, *Les associations professionnelles ouvrières*, 1899
- (47) Bernard Gibaund, *op. cit.*, p. 53
- (48) Bernard Gibaund, *op. cit.*, p. 54
- (49) Paul Nourrisson, *op. cit.*, t. 1, pp. 116 et s.
- (50) Bernard Gibaund, *op. cit.*, p. 54
- (51) Bernard Gibaund, *op. cit.*, p. 104
- (52) Ham Bursin, "La loi le chapelier et la conjoncture révolutionnaire", *Naissance des libertés économiques - Le décret d'Allarde et la loi Le Chapelier*, Sous la direction d'Alain Plessis, Institut d'Histoire de l'Industrie, 1993, p. 68
- (53) Henri See, *Histoire économique de la France*, 2e éd. Librairie Armand Colin, 1951, t. 2, p. 59
- (54) Bernard Gibaund, *op. cit.*, pp. 83 et 84
- (55) Bernard Gibaund, *op. cit.*, p. 147
- (56) ショーレスは、ロンスピエールの沈黙の理由を経済秩序における洞察の欠如とし、未だ支配的な小生産業に目を奪われ工業の発展によって生じたような社会的対立に気付かなかつたためとする。Jean Jaures, *Histoire socialiste de la Révolution Française*, 2e éd. Librairie de l'humanité, 1927, t. 2, p. 267 本た「ロンスピエールは、議員達に労働者の結社が貴族と結びつて反革命勢力にならぬことをなごかたうら危惧があつたことをその理由として挙げる。 Jacques Godechot, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, 1951, 1er édition, p. 185.
- (57) *Mémoires de l'ami du peuple*, 1967, t. 10, pp. 347 et s.

- (58) *ibid.*, p. 354.
- (59) Jean Jaures, *op. cit.*, p. 272.
- (60) 井上すず「シヤロバン独裁の政治構造 (一)」*国家学会雑誌*八二号第三卷二七五頁
- (61) Maurice Agulhon, *op. cit.*, pp. 290 et s.
- (62) Maurice Agulhon, *op. cit.*, p. 306
- (63) 井上・前掲論文 一七五頁以下
- (64) 井上・前掲論文 一八一頁
- (65) 井上・前掲論文 一八〇頁
- (66) 井上・前掲論文 一八九頁
- (67) Jean-Jacques Clère, "Le droit de petition aux chambres de 1789 à nos jours", *1791 La première constitution française-actes du colloque de Dijon 26 et 27 septembre 1991*, Jean Bart, Jean-Jacques Clère, Claude Courvoisier et Michel Verpeaux, coordination Française Naudin-Patriat, Economica, 1993, pp. 311 et s.
- (68) 18 (10 et)=22 mai, Décret relatif au droit de pétition, et qui fixe les cas où les citoyens pourront réquerir la convocation de la commune, Duergerler, *op. cit.*, t. 2, pp. 365 et 366.
- 抄訳
- 第一条 請願権は全ての個人に帰属し、委譲できない。その結果、請願権は、選挙人団、司法官団、行政官団、市、コミューン、セクション、市民の協会による集団の名において行使することはできない。全ての請願人は、その請願に署名することのできぬか、知らぬ者は明確に記載されねばならない。
- 第二条 コミューンの集会は、コミューン固有の利益にかかわる純粋な地方行政的な目的についてのみに命じられ、行われ、許可される。他の目的に関するコミューン、セクションの討議、召集は、無効であり、憲法違反である。
- 第三条 いかなる市民、市民の集合も布告や決議の様式で、あるいはその他義務的、命令的な様式によってピラを掲示することは許されない。
- 第四条 いかなるピラも集団の名によつてなされてはならない。ピラにかかわる市民は全てそこに署名せねばならない。
- (69) Raymonde Monnier, *op. cit.*, pp. 42 et s.
- (70) 井上・前掲論文 一八三頁
- (71) Jean-Jacques Clère, "Le droit de petition aux chambres de 1789 à nos jours", *1791 La première constitution française-actes du colloque de Dijon 26 et 27 septembre 1991*, p. 312
- (72) Edna Hindie Lemay, *Dictionnaire des Constituants 1789-1791*, Universitas, 1991, pp. 562 et s.

- (73) この部分の訳については、井上氏引用に従っている。井上すず「フランス革命とフランスの政治的伝統」、五五頁以下
- (74) 井上・前掲論文、五六頁
- (75) 29 et 30 septembre-9 octobre 1791. Décret sur les sociétés populaires, t. 3. Duvergier, *op. cit.*, pp. 457 et s.
- 第一条 協会・クラブ・結社が、公務員や一市民に命令をなし、合法的な権力機関の行為の執行の妨げとなる場合には、その決議の主権者あるいはその実行のための行為者は、県の検察官の訴追により、裁判所により2年間の公民権の剝奪とこの間いかなる公職に就き得ないことが言い渡される。
- 第二条 上述の協会・クラブ・結社が集団の名において請願を行い、協会の名によって使節を派遣し、また政治的な形態をとるように思われるあらゆる一般的行為を行った場合は、討議の主権者、請願を行った者、使節団を構成する者、それらの行為に加わる者は、上述と同じ手続で、六カ月間、公民権が剝奪され、すべての公職が停止され、その間いかなる地位にも選出されることができないことが言い渡される。
- 第三条 能動的市民の帳簿に登録されていない者で前条の罪を犯したる者は、フランス人の場合は十二リールの罰金、外国人の場合は三千リールの罰金に処せされる。
- 第四条 国民公会は憲法委員会の報告書をこの法律と共に印刷することを命ずる。
- (76) Jurgen Harbermas, a.a.O., S. 166. ff. ノーバース・前掲書、一三三頁
- (77) Mona Ozouf, *op. cit.*
- (78) 岩瀬孝他「フランス演劇史概説」(早稲田大学出版部)一九七八年一二三頁
- (79) 16=24 août 1790. Décret sur l'organisation judiciaire, Duvergier, *op. cit.*, t. 1, pp. 310 et s. スペクタクルに関する部分は p. 332
- (80) ルソー「演劇に関するタランベール氏への手紙」『ルソー全集第八巻』西川訳(白水社)一九七九年四七頁
- (81) ルソー・前掲書、一五一頁
- (82) ルソー・前掲書、一六四頁
- (83) 13=19 janvier 1791. Décret relatif aux spectacles, Duvergier, *op. cit.*, t. 2, p. 151
- (84) 多田道太郎、山田稔「革命と芸術」『フランス革命の研究』桑原武夫編(岩波書店)一九五九年四〇三頁
- (85) 多田道太郎、山田稔・前掲論文、四二〇頁
- (86) François Furet, Jacobinisme, in *Dictionnaire critique de la Révolution française* 邦訳『フランス革命事典2』九九四頁以下
- (87) Décret sur le mode de gouvernement provisoire et révolutionnaire, Duvergier, *op. cit.*, t. 6, pp. 317 et s
- (88) Patrice Gueniffey et Ran Halévy, Clubs et Sociétés populaires, in *Dictionnaire critique de la Révolution française*, p. 505 邦訳『フランス革命事典1』六六六、六六七頁
- (89) Patrice Gueniffey et Ran Halévy, *op. cit.*

- (06) 6 fructidor an 3, Décret qui dissout les assemblées connues sous le nom de Club, ou de Société populaire. Duvergier, *op. cit.*, t. 8, pp. 244 et 245.
- (16) Anne-Marie Patault, "La Déclaration des Droits de l'homme et du citoyen et la nature juridique de la personne morale", *La Révolution et l'ordre juridique privé rationnelle ou scandale? - Actes du colloque d'Orléans, 11-13 septembre 1986*, Présentation de Michel VOVELLE, P. U. F., 1988, p. 152
- (26) 2=4 novembre 1789, Décret qui met les biens ecclésiastiques à la disposition de la nation. Duvergier, *op. cit.*, t. 1, pp. 54 et 55.
- (33) Paul Nourrisson, *op. cit.*, t. 1, pp. 101 et 102.
- (35) Marcel Garand, *La Révolution et l'égalité civile*, 1955, pp. 122 et 123.
- (36) Marcel Garand, *op. cit.*, p. 123
- (36) 28 octobre=1er novembre 1789, Décret qui suspend l'émission des vœux monastiques. Duvergier, *op. cit.*, t. 1, p. 54
- (37) 13=19 février 1790, Décret qui prohibe en France les vœux monastiques de l'un et de l'autre sexe. Duvergier, *op. cit.*, t. 1, p. 100
- (38) Constitution française, 3=14 septembre 1791, Déclaration des droits de l'homme et du citoyen. Duvergier, *op. cit.*, t. 3, p. 241.
- (39) *Ibid.*
- (100) *Ibid.*
- (101) Maurice Agulhon, *op. cit.*, pp. 86 et s.
- (102) 18 août 1792, Décret relatif à la suppression des congrégations séculières et des confréries. Duvergier, *op. cit.*, t. 4, pp. 324 et s.
- (103) Louis-Grimaud, *Histoire de la liberté d'enseignement en France*, Nouvelle éd. B. Arthaud, 1944, t. 1, p. 27.
- (104) 24 juin 1793, Acte constitutionnel et déclaration des droits de l'homme. Duvergier, *op. cit.*, t. 5, p. 353.
- (105) 13=14 brumaire an 2 (3=4 novembre 1793), Décret qui déclare propriété nationale tout l'actif affecté aux fabriques et à l'acquies des fondations. Duvergier, *op. cit.*, t. 6, pp. 273 et s.
- (106) 23 messidor an 2 (11 juillet 1793), Décret sur la réunion de l'actif et passif des hôpitaux, maisons de secours, de pauvres, etc. Duvergier, *op. cit.*, t. 9, pp. 217 et s.
- (107) 19=24 mars 1793, Décret concernant la nouvelle organisation des secours publics. Duvergier, *op. cit.*, t. 5, pp. 204 et s.
- (108) 28 juin =8 juillet 1793, Décret relatif à l'organisation des secours à accorder annuellement aux enfants, aux vieillards et aux indigents. Duvergier, *op. cit.*, t. 5, p. 362 et s.
- (109) 24 juin 1793, Acte constitutionnel et déclaration des droits de l'homme. Duvergier, *op. cit.*, t. 5, p. 353
- (110) 25=27 mai 1864, Loi qui modifie les articles 414, 415, et 416 du Code pénal. Duvergier, *op. cit.*, t. 64, pp. 162 et s. この立法過程を分析したものの、 田端博邦「フランス革命における反結社法の社会像 (高村孝人) 』『資本主義法の形成と展開』高柳信一・藤田勇編 (東京大学出版会) 一

九七年及び大和田敦太『フランス労働法の研究』（文理閣）一九九五年

- (11) Pierre Rosanvallon, *La crise de l'État-providence*, Seuil, 1992, p. 141
- (12) *Le Monde universel*, 1864, Miorfiche éd. A. C. R. P. 1964, p. 688
- (13) Pierre Rosanvallon, *op. cit.*, p. 27
- (14) Pierre Rosanvallon, *op. cit.*, pp. 21 et s
- (15) Pierre Rosanvallon, *op. cit.*, p. 27
- (16) Pierre Rosanvallon, *op. cit.*, p. 44
- (17) 共和暦五年秋には、救貧院、施療院に没収した財産を返還した（16 vendémiaire an 5 (octobre 1796), Loi qui conserve les hospices civils dans la jouissance de leurs biens, et régle la manière dont ils seront administrés, Duvergier, *op. cit.*, t. 9, p. 195）。この措置は、間接的な貧困対策のための緊急策であったが、この措置は十九世紀を通じて維持された。Pierre Rosanvallon, *L'État en France de 1789 à nos jours*, pp. 142 et s.
- (18) Pierre Rosanvallon, *La crise de l'État-providence*, p. 26 また、リスタク技術の発達と福祉国家成立の関連について扱ったものとして François Ewald, *L'État providence*, B. Grasset, 1986, pp. 141 et s.
- (19) ナポレオン期においては、革命期に見られたような「個人」の自由のための反結社という理念は消滅し、「国家」は、常に「個人」への不信に基づきながら、秩序が危機に晒されないかに関心を向けた。中間団体復活は行政にとつての秩序の維持という観点から推進された。筆者は、別稿で、この社会像を「公序」の時代として論述する予定である。
- (20) ロザンバロンは、今日においても、結社が私的な領域に留まっていること、公と私が断絶の関係にあること等を挙げ、ル・シャブリエ法による政治文化が今日でもなお存続しているとする。Pierre Rosanvallon, *Un droit à reprendre, Le Monde de la Révolution française* n. 2